

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	抑制 00-01 <u>R 2</u>
提出年月日	<u>令和5年1月5日</u>

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（抑制）

（再処理施設）

1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第〇条〇〇〇」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない。（概要などは比較対象外）
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

別紙

抑制00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(抑制)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	1/5	2	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	1/5	2	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	0	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	0	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	0	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	0	

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、
発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (1 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1.9 再処理施設に関する「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性</p> <p>1.9.40 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備</p> <p>(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備)</p> <p>第四十条 再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第40条に規定する「放出を抑制するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。</p> <p>一 再処理施設の各建物に放水できる設備を配備すること。</p> <p>二 放水設備は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応できること。</p> <p>三 放水設備は、移動等により、複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能なこと。</p> <p>四 放水設備は、再処理施設の各建物で同時使用することを想定し、必要な台数を配備すること。</p> <p>五 建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮すること。</p> <p>六 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制する設備を整備すること。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備として、再処理施設の各建物で重大事故等が発生し、大気中へ放射性物質の放出に至るおそれがある場合において、大気中への放射性物質の放出を抑制するために放水設備を設ける設計とする。放⇩</p> <p>工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備として、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋で重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合において、工場等外への放射線の放出を抑制するために注水設備を設</p>		

【凡例】

下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)

波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分

灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項

黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所

🗨️：発電炉との差異の理由 🟡：許可からの変更点等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
 第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (2 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>ける設計とする。注⇩ 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応できる設備として、放水設備を設ける設計とする。放⇩ 放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。放⇩ 放水設備は、再処理施設の各建物で同時使用することを想定し、必要な台数を配備する。放⇩ 建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮し、実施する。放⇩ 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために抑制設備を設ける設計とする。抑⇩</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (3 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備)</p> <p>第四十四条</p> <p>再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。放①, 注①, 抑①</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(当社の記載)</p> <p><不一致の理由></p> <p>事業変更許可申請書に基づき工場等外への放射性物質等の放出抑制に係る設計上の考慮すべき事項に係る基本設計方針を記載した。(以下同じ)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【許可からの変更点】</p> <p>設工認において設計として明確化するため記載を適正化した。(以下同じ)</p> </div>	<p>第2章 個別項目</p> <p>7 その他再処理設備の附属施設</p> <p>7.3 その他の主要な事項</p> <p>7.3.7 放出抑制設備</p> <p>放出抑制設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合において、工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備、注水設備及び抑制設備を設ける設計とする。放①-1, 2, 注①-1, 2, 抑①-1, 2</p> <p>7.3.7.1 放水設備</p> <p>再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備を設ける設計とする。放①-3</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(ii) 重大事故等対処施設 (再処理施設への人の不法な侵入等の防止, 安全避難通路等, 制御室, 監視測定設備, 緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は(i)安全機能を有する施設に記載)</p> <p>(i) 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【「等」の解説】</p> <p>「放射性物質等」が指す具体的な内容は、後段に示す基本設計方針において明確化するため等のままとした。</p> </div> <p>再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合において、工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放①-1, 注①-1, 抑①-1</p> <p>工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備は、放水設備、注水設備及び抑制設備で構成する。放①-2, 注①-2, 抑①-2</p> <p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(ロ) 重大事故等対処設備</p> <p>(viii) 放出抑制設備</p> <p>(a) 放水設備</p> <p>再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放①-3</p>	<p>9.15 放出抑制設備</p> <p>9.15.1 放水設備</p> <p>9.15.1.1 概要</p> <p>再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放①</p>	<p>3.2.10 原子炉建屋放水設備</p> <p>(1) 大気への拡散抑制及び航空機燃料火災対応</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備及び原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できる設備として、原子炉建屋放水設備を設ける設計とする。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
 第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (4 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設の事業変更許可申請書の記載に合わせて化学火災について記載しているが、再処理施設特有の事象のため発電炉では記載していない。(以下同じ)</p>	<p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備を設ける設計とする。放①-4</p> <p>放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールローダ及び可搬型建屋外ホースで構成する。放①-5, 6</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書に基づき設備構成を基本設計方針へ記載した。(以下同じ)</p>			
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書に基づき設置する設備を基本設計方針へ記載した。(以下同じ)</p>	<p>水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として設置する。放⑧-1, 2</p>	<p>放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処では、放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールローダ及び可搬型建屋外ホース【放①-5】、水供給設備の一部である第1貯水槽【放⑧-1】、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車【放⑨-1】、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ【放⑩-1】並びに計装設備の一部【放⑪-1】を使用する。放⑧-1, ⑨-1</p>	<p>【許可からの変更点】 文章構成の変更。 (以下同じ)</p>		<p>放⑧-1, ⑨-1, ⑩-1, ⑪-1 (P5へ)</p>
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書に基づき使用する設備を基本設計方針へ記載した。(以下同じ)</p>	<p>放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処では、水供給設備の一部である第1貯水槽、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を使用する。放⑧-1, 2, ⑨-1</p>	<p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放①-4</p> <p>放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールローダ及び可搬型建屋外ホースで構成する。放①-6</p>	<p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放④</p>		
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書に基づき配備する設備を基本設計方針へ記載した。(以下同じ)</p>	<p>代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放⑨-2</p>	<p>水供給設備の一部である第1貯水槽【放⑧-2】、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽【放⑩-2】及び計装設備【放⑪-2】の一部を常設重大事故等対処設備として設置する。放⑧-2</p>			<p>放⑧-2, ⑩-2, ⑪-2 (P5へ)</p>
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書に基づき使用する設備を基本設計方針へ記載した。(以下同じ)</p>	<p>代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放⑨-2</p>	<p>代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車【放⑨-2】、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ【放⑩-3】並びに計装設備の一部【放⑪-3】を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放⑨-2</p>			<p>放⑨-2, ⑩-3, ⑪-3 (P5へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (5 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 設工認の章構成に合わせて引用先を適正化。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書に基づきセル又は建物へ注水できる設計を基本設計方針へ記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 火災に対応するための設計方針を明確にするため、記載を適正化した。また、「火災時に対応できる設計」に使用する資機材として泡消火薬剤について、保有量とともに記載した。</p>	<p>大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合及び航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合の必要重大事故等対処設備として、放水設備の他、水供給設備の第1貯水槽、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽、軽油タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水砲圧力計等、代替安全冷却水系のホース展張車及び運搬車を使用する設計とする。なお、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に示す。放⑧-1, 2, 3, ⑨-1, 2, 3, 4, ⑩-1, 2, 3, 4, ⑪-1, 2, 3, 4</p> <p>放水設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により建物に放水できる設計とする。放①-7</p> <p>また、セル又は建物へ注水できる設計とする。放①-8</p> <p>放水設備は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤2m³を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで、泡消火又は放水による消火活動を行い、航空機燃料火災、化学火災に対応できる設計とする。放①-9</p>	<p>水供給設備については「リ. (2)(i)(b)(ロ)1 水供給設備」に、【放⑧-3】補機駆動用燃料補給設備については「リ. (4)(vii) 補機駆動用燃料補給設備」に、【放⑩-4】計装設備については「へ. (3)(ii)(a) 計装設備」に、【放⑩-4】代替安全冷却水系については「リ. (2)(i)(b)(ロ)2 代替安全冷却水系」【放⑨-3】に示す。放⑧-3, ⑨-3, ⑩-4, ⑪-4</p> <p>【「等」の解説】 「可搬型放水砲圧力計等」の指す内容は、可搬型建屋内線量率計、可搬型放水砲流量計、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ)及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)であり添付書類で示す。(以下同じ)</p> <p>放水設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により建物に放水できる設計とする。放①-7</p> <p>また、セル又は建物へ注水できる設計とする。放①-8</p> <p>放水設備は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲による泡消火又は放水による消火活動を行い、航空機燃料火災、化学火災に対応できる設計とする。放①-9</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 航空機燃料火災への対応方針は同じであるが、設備構成が異なるため、該当する記載がない。</p>	<p>大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、原子炉建屋放水設備は、可搬型代替注水大型ポンプにより海水を取水し、ホース等を経由して放水砲から原子炉建屋へ放水できる設計とする。</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための重大事故等対処設備として、原子炉建屋放水設備は、可搬型代替注水大型ポンプにより泡混合器を通して、海水を泡消火薬剤と混合しながらホース等を経由して放水砲から原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)は、航空機燃料火災への泡消火に対応するために必要な容量の泡消火薬剤を保管できる設計とする。泡消火薬剤の保有数は、必要な容量として5m³確保し、故障時の予備用として5m³の計10m³を保管する。</p> <p>なお、泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)の容量は1m³/個であり、確保された泡消火薬剤5m³を1m³毎に分け5</p>	<p>放⑧-1, 2, ⑨-1, 2, ⑩-1, 2, 3, ⑪-1, 2, 3 (P4より)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (6 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書に基づき可搬型放水砲の運搬に係る基本設計方針を記載した。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書に基づき臨界安全に及ぼす影響の考慮に係る基本設計方針を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 主語の明確化に伴う記載の適正化。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載した。</p>	<p>【「等」の解説】 「移動等」とは移動や放水方向の変更であり、複数の方向から放水することの総称として許可の記載のとおりとした。</p> <p>放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。放①-10</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は、ホイールロードを用いて運搬できる設計とする。放①-11</p> <p>建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを、保安規定に定めて、管理する。放①-12</p> <p>放水設備は、MOX燃料加工施設と共用する。放③-1</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する放水設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。放③-2, ④-1</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、共通要因によって同時にその機能が損なわれ</p>	<p>放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。放①-10</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は、ホイールロードを用いて運搬できる設計とする。放①-11</p> <p>【許可からの変更点】 運用要求について「保安規定に定めて、管理する」との記載に適正化する。</p> <p>放水設備は、MOX燃料加工施設と共用する。放③-1</p> <p>放水設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。放③-2, ④-1</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、故障時バックアップを含めて必要な数量を使</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 航空機燃料火災に対応する際に使用する再処理施設の放水設備の大型移送ポンプ車は、泡混合器内蔵型のため、該当する記載がない。</p> <p>放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することを可能とする。放④</p> <p>放水設備は、再処理施設の各建物で同時使用することを想定し、必要な台数を配備する。放④</p> <p>建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮し、実施する。放①-12</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備による消火活動を行う。放④</p> <p>放水設備は、MOX燃料加工施設と共用する。放④</p> <p>9.15.1.2 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.7.18 (1) a. 多様性、位置的分散」に示す。放④</p> <p>a. 可搬型重大事故等対処設備 放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、故障時バックアップを含めて必要な数量を使</p>	<p>個、予備用の泡消火薬剤5m³を1m³毎に分け5個の計10個を保管する。</p> <p>泡混合器は、航空機燃料火災に対応するため、可搬型代替注水大型ポンプ、放水砲及び泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)に接続することで、泡消火薬剤を混合して放水できる設計とする。また、泡混合器の保有数は、航空機燃料火災に対応するため、1個と故障時の予備として1個の合計2個を保管する。</p> <p>可搬型代替注水大型ポンプ及び放水砲は、設置場所を任意に設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とする。</p> <p>【許可からの変更点】 設計方針の内容を明確にするため36条重大事故等対処設備の基本設計方針に記載する位置的分散に係る設計方針を追記した。(以下同じ)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (7 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 仕様表対象設備の具体的な仕様は仕様表にて示すため、個数、容量については基本設計方針に記載しない。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化(「保守点検」を「点検保守」へ変更及び統一)。(以下同じ)</p>	<p>るおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。放②</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③-3</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③-4</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。放③-5、④-2</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hであり、放水設備の可搬型放水砲の2台同時放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p>	<p>用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。放②</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③-4</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放③-5、④-2</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hであり、放水設備の可搬型放水砲の2台同時放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、約1,800m³/h【放②】の送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として8台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを9台の合計17</p>	<p>用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。放②</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18 (1) b. 悪影響防止」に示す。放② a. 可搬型重大事故等対処設備 放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③-3</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放②</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18 (2) 個数及び容量」に示す。放② a. 可搬型重大事故等対処設備 MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放②</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hであり、放水設備の可搬型放水砲の2台同時放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、約1,800m³/hの送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として8台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時バックアップを9台の合計17台以上を確保す</p>	<p>【「等」の解説】 「固縛等」が指す具体的内容は設備によって異なり、添付書類において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。(以下同じ)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (8 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 「放水するための水」についての記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。（「兼用する」を「使用する」へ変更）。（以下同じ）</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載した。</p>	<p>放③-6, ④-3</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水及び泡消火薬剤を供給する設計とする。放③-7, ④-4</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hに対して放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。放③-8, ④-5</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を使用する設計とする。放③-9, ④-6</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。放③-10, ④-7</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。放③-11, ④-8</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空</p>	<p>台以上【放Ⅱ】を確保する。放③-6, ④-3</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放③-7, ④-4</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hに対して放水設備の大型移送ポンプ車は、約1,800m³/h【放Ⅱ】の送水流量を有する設計とする。放③-8, ④-5</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する。放③-9, ④-6</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として7台、【放Ⅱ】予備として故障時バックアップを7台の合計14台以上【放Ⅱ】を確保する。放③-10, ④-7</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。放③-11, ④-8</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空</p>	<p>る。放④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放④</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hに対して放水設備の大型移送ポンプ車は、約1,800m³/hの送水流量を有する設計とする。放④</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する。放④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として7台、予備として故障時バックアップを7台の合計14台以上を確保する。放④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。放④</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (9 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 可搬型建屋外ホースについては、具体的な数量を仕様表にて示すため、大型移送ポンプ車等の保有数と同じ表現に適正化した。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設計方針の内容を明確にするため33条重大事故等対処設備の基本設計方針に記載する環境条件等に係る内容を適正化した。(以下同じ)</p>	<p>機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲の必要数は1台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を使用する設計とする。放③-12, ④-9</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要となる流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。放③-13, ④-10</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する放水設備のホイールローダの保有数は、必要数として3台並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台を確保する設計とする。放③-14, ④-11</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放⑤-1</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤-2</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤-3</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで、重</p>	<p>機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲の必要数は1台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する。放③-12, ④-9</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要となる流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。放③-13, ④-10</p> <p>【許可からの変更点】 基本設計方針対象設備の個数については、許可本文に記載の個数を踏まえ基本設計方針にて記載する。(以下同じ)</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放⑤-1</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤-2</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤-3</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車は、「ロ.(7)(ii)(b)(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放⑤-4</p>	<p>機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲の必要数は1台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する。放③-12, ④-9</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要となる流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。放③-13, ④-10</p> <p>(4) 環境条件等 基本方針については、「1.7.18 (3) 環境条件等」に示す。放④</p> <p>a. 可搬型重大事故等対処設備 放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放④</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放④</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放④</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車は、「1.7.18 (5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放④</p>	<p>【「等」の解説】 コンテナ等」とは屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備を収納するための手段のうち、保管庫以外の手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p>	<p>放③-14, ④-11 (P13 より)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
 第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (10 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載した。</p>	<p>大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。放⑤-4</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u>放⑤-5</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤-6</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、<u>速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</u>放⑥</p> <p>【許可からの変更点】 設計方針の内容を明確にするため33条重大事故等対処設備の基本設計方針に記載する操作性に係る内容を追記した。(以下同じ)</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、<u>内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。</u>放⑤-5</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、<u>想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。</u>放⑤-6</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、<u>簡便なコネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。</u>放⑥</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。放⑤</p> <p>放水設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤</p> <p>(5) 操作性の確保 基本方針については、「1.7.18(4) a. 操作性の確保」に示す。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。放⑤</p> <p>9.15.1.3 主要設備の仕様 放水設備の主要設備の仕様を第9.15-1表に示す。放⑤</p> <p>9.15.1.4 系統構成及び主要設備 再処理施設の各建物で重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合において、大気中への放射性物質の放出抑制及び再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災の対応を行う</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
 第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (11 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>ための重大事故等対処設備として、放水設備を使用する。放◇</p> <p>放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールローダ及び可搬型建屋外ホースで構成する。放◇</p> <p>放射性物質の放出を抑制するための対処では、放水設備に加えて水供給設備の一部である第1貯水槽、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ、計装設備の一部である可搬型放水砲流量計、可搬型放水砲圧力計、可搬型建屋内線量率計、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ)及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量計)を使用する。放◇, ◇, ◇, ◇, ◇</p> <p>航空機燃料火災、化学火災への対処では、放水設備に加えて、水供給設備の一部である第1貯水槽、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ及び計装設備の一部である可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を使用する。放◇, ◇, ◇, ◇, ◇</p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。放◇</p> <p>代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部である可搬型放水砲流量計、可搬型放水砲圧力計、可搬型建屋内線量率計、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ)及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量計)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放◇, ◇, ◇</p> <p>水供給設備については「9.4.2.1.4 系統構成及び主要設備」に、補機駆動用燃料補給設備については「9.14.4 系統構</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (12 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="192 1035 498 1304">【「等」の解説】 「当該機能を健全に維持するため、<u>保守等</u>」が指す具体的な内容は、保安規定に基づく管理において明確化するため、基本設計方針では等とした。(以下同じ)</p> <p data-bbox="172 1583 516 1818">(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載した。</p>	<p data-bbox="557 1551 1032 1787">放水設備の大型移送ポンプ車は、<u>通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、<u>保守等</u>が可能な設計とする。</u>放⑦-1</p> <p data-bbox="557 1822 1032 1953">放水設備の大型移送ポンプ車は、<u>車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、<u>保守等</u>が可能な設計とする。</u>放⑦-2</p>	<p data-bbox="1083 1230 1457 1430">【許可からの変更点】 設計方針の内容を明確にするため、33条重大事故等対処設備の基本設計方針に記載する試験・検査に係る内容を追記した。(以下同じ)</p> <p data-bbox="1056 1551 1531 1682">放水設備の大型移送ポンプ車は、<u>再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。</u>放⑦-1</p> <p data-bbox="1056 1822 1531 1923">放水設備の大型移送ポンプ車は、<u>車両として運転状態の確認が可能な設計とする。</u>放⑦-2</p>	<p data-bbox="1561 296 2027 426">成」に、代替安全冷却水系については、「9.5.2.1.2 系統構成及び主要設備」に、及び計装設備については「6.2.1.4 系統構成及び主要設備」に示す。放④</p> <p data-bbox="1561 464 2027 831">使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、放射性物質の放出を抑制するために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給し、建物へ放水できる設計とする。放④</p> <p data-bbox="1561 869 2027 936">また、セル又は建物へ注水できる設計とする。放④</p> <p data-bbox="1561 974 2027 1241">再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災の対応を行うために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給し、泡消火又は放水による消火活動ができる設計とする。放④</p> <p data-bbox="1561 1278 2027 1346">可搬型放水砲は、ホイールローダを用いて運搬できる設計とする。放④</p> <p data-bbox="1561 1383 2027 1451">水設備の系統概要図を第9.15-1図及び第9.15-2図に示す。放④</p> <p data-bbox="1561 1488 2027 1713">9.15.1.5 試験・検査 基本方針については、「1.7.18(4) b. 試験・検査性」に示す。放④ 放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。放④</p> <p data-bbox="1561 1822 2027 1923">放水設備の大型移送ポンプ車は、<u>車両として運転状態の確認が可能な設計とする。</u>放④</p>	<p data-bbox="2083 1178 2487 1377">【「等」の解説】 「外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等」が指す具体的な内容は、保安規定に基づく管理において明確化するため、基本設計方針では等とした。(以下同じ)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
第四十四条 （工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）（13 / 29）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p style="background-color: #FFD700; padding: 5px;">（当社の記載） <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載した。</p>	<p>放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放⑦-3</p> <div style="border: 1px solid #FFD700; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【「等」の解説】 「取替え等」が指す具体的な内容は、保安規定に基づく管理において明確化するため、基本設計方針では等とした。（以下同じ）</p> </div>	<p>放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。放⑦-3</p> <p>（イ）主要な設備 [可搬型重大事故等対処設備] 大型移送ポンプ車（MOX燃料加工施設と共用） 17台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを9台） 容量約1,800m³/h/台放□</p> <p>可搬型放水砲（MOX燃料加工施設と共用） 14台（予備として故障時のバックアップを7台）放□</p> <p>ホイールローダ（MOX燃料加工施設と共用） 7台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台）放③-14, ④-11</p> <p>可搬型建屋外ホース（MOX燃料加工施設と共用） 1式放□</p>	<p>放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。放④</p>		<p>放③-14, ④-11 (P9～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (14 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書に基づき兼用する設備を基本設計方針へ記載した。(以下同じ)</p>	<p>7.3.7.2 注水設備 <u>再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、注水設備を設ける設計とする。注①-3</u></p> <p><u>注水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。注①-4,6</u></p> <p><u>大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、放水設備と兼用し、可搬型建屋内ホースは使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備と兼用する設計とする。注①-5,6,⑧-1,2,3,⑩-1</u></p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として設置する。注⑨-2</p> <p>放射線の放出を抑制するための対処では、放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の一部である第1貯水槽、<u>使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を使用する。注①-6,⑨-1,⑩-2,⑪-1</u></p> <p><u>使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備の一部である可搬型建</u></p>	<p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (ロ) 重大事故等対処設備</p> <p>(b) 注水設備 <u>再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。注①-3</u></p> <p><u>注水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。注①-4</u></p> <p><u>大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、放水設備と兼用し、可搬型建屋内ホースはスプレイ設備と兼用する。注①-5,⑧-1,⑩-1</u></p> <p><u>放射線の放出を抑制するための対処では、放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース【注⑧-2】、水供給設備の一部である第1貯水槽【注⑨-1】、スプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース【注⑩-2】、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車【注⑪-1】、補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ【注⑫-1】並びに計装設備の一部【注⑬-1】を使用する。注①-6</u></p> <p><u>水供給設備の一部である第1貯水槽【注⑨-2】、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽【注⑫-2】及び計装設備の一部【注⑬-2】を常設重大事故等対処設備として設置する。注⑨-2</u></p> <p><u>放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース【注⑧-3】、</u></p>	<p>9.15 放出抑制設備 9.15.2 注水設備 9.15.2.1 概要 <u>再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。注④</u></p> <p>【「等」の解説】 「燃料貯蔵プール等」とは燃料取出しピット、燃料仮置きピット、燃料移送水路、燃料貯蔵プール、チャンネルボックス・バーナブルボイゾン取扱ピット及び燃料送出しピットであり、42条「1.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設」で示すため、許可の記載のとおりとした。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。(以下同じ)</p>	<p>4.2 代替燃料プール注水系 (使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、または使用済燃料プールからの水の漏えいに対処するための重大事故等対処設備に係る内容であるため省略)</p> <p><u>また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備として代替燃料プール注水系を設ける設計とする。</u> (静的サイフォンブレーカに係る内容であるため省略)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 当社の燃料貯蔵プール内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和についてはスプレイ設備による設計としており、別項目「1.2.2 スプレイ設備」にて記載するため。また、当社の臨界防止は臨界防止設備による設計としており、別項目「1.2.4 臨界防止設備」にて記載するため。</p>	<p>注⑧-2, ⑨-1, ⑩-2, ⑪-1, ⑫-1, ⑬-1 (P15 ~)</p> <p>注⑨-2, ⑫-2, ⑬-2 (P15 ~)</p> <p>注⑧-3, ⑩-3, ⑪-2, ⑫-3, ⑬-3 (P15 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (15 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。注⑩-3, ⑩-2</p> <p>工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合の重大事故等対処設備として、注水設備の他、放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の第1貯水槽、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備の可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系のホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽、軽油タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水砲圧力計等を使用する設計とする。なお、放水設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.1 放水設備」に、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備については第1章 個別項目の「1.2 使用済燃料の貯蔵施設」の「1.2.1.7 スプレイ設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に示す。注⑧-2, 3, 4, ⑨-1, 2, 3, ⑩-2, 3, 4, ⑪-1, 2, 3, ⑫-1, 2, 3, 4, ⑬-1, 2, 3, 4</p> <p>注水設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、工場等外への放射線の放出を抑制するために、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介して燃料貯蔵</p>	<p>スプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース【注⑩-3】、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車【注⑩-2】、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ【注⑫-3】並びに計装設備の一部【注⑬-3】を可搬型重大事故等対処設備として配備する。注①-6, ⑧-2, ⑩-3, ⑪-2, ⑫-3, ⑬-3</p> <p>放水設備については、「リ. (4)(viii)(a) 放水設備」に、【注⑧-4】水供給設備については「リ. (2)(i)(b)(ロ)1 水供給設備」に、【注⑨-3】スプレイ設備については「ハ. (2)(ii)(b) スプレイ設備」に、【注⑩-4】代替安全冷却水系については「リ. (2)(i)(b)(ロ)2 代替安全冷却水系」に、【注⑩-3】補機駆動用燃料補給設備については「リ. (4)(vii) 補機駆動用燃料補給設備」に、【注⑫-4】計装設備については「ヘ. (3)(ii)(a) 計装設備」【注⑬-4】に示す。注⑧-4, ⑨-3, ⑩-4, ⑪-3, ⑫-4, ⑬-4</p> <p>注水設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介し、燃料貯蔵プール等へ水を注水できる設計とする。注①-7</p>	<p>注水設備は、第1貯水槽の水を大型移送ポンプ車で供給し、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介し、燃料貯蔵プール等へ注水を行う。注④</p> <p>9.15.2.2 設計方針 (1) 多様性、位置的分散</p>	<p>4.2.1.1 代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用した使用済燃料プール注水（常設低圧代替注水系ポンプによる使用済燃料プールの注水機能の内容であるため省略） (2) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン） 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）は、可搬型代替注水中型ポンプ（直列2台）により西側淡水貯水設備の水を、可搬型代替注水大型ポンプにより代替淡水貯槽の水を代替燃料プール注水系配管等を経由して使用済燃料プールへ注水することにより、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。 (電源供給、臨界防止に係る設計方針及び可搬型代替注水大型ポンプの駆動方式に係る設計方針のため省略)</p>	<p>注⑧-2, 3, ⑨-1, 2, ⑩-2, 3, ⑪-1, 2, ⑫-1, 2, 3, ⑬-1, 2, 3 (P4より)</p> <p>注①-7 (P20から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (16 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 記載の適正化。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載した。</p>	<p>プール等へ注水できる設計とする。注①-7</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、電動駆動ポンプにより構成される補給水設備とは異なる駆動方式である水冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能な設計とすることで、補給水設備に対して多様性を有する設計とする。注②-1</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。注②-2</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。注③-1</p> <p>屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、竜巻により飛来物とならないように必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。注③-2</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を行うための必要な容量を有する設計とする。</p>	<p>注水設備の大型移送ポンプ車は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電動駆動ポンプにより構成される補給水設備とは異なる駆動方式である水冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能な設計とすることで補給水設備に対して、多様性を有する設計とする。注②-1</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。注②-2</p> <p>屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、竜巻により飛来物とならないように必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。注③-2</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を行うための流量として約1,800m³/h【注ロ】</p>	<p>基本方針については、「1.7.18(1) a. 多様性、位置的分散」に示す。注④</p> <p>a. 可搬型重大事故等対処設備 注水設備の大型移送ポンプ車は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電動駆動ポンプにより構成される補給水設備とは異なる駆動方式である水冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能な設計とすることで補給水設備に対して、多様性を有する設計とする。注④</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。注④</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18(1) b. 悪影響防止」に示す。注④</p> <p>a. 可搬型重大事故等対処設備 注水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。注③-1</p> <p>屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、竜巻により飛来物とならないように必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。注④</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18(2) 個数及び容量」に示す。注④</p> <p>a. 可搬型重大事故等対処設備 注水設備の大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を行うための流量として約1,800m³/hの送水流</p>	<p>【許可からの変更点】 記載の適正化。(「共通要因によって」の記載箇所を変更。)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (17 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載した。</p>	<p>注④-1</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。注④-2</p> <p>燃料貯蔵プール等への水のスプレーで使用する大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ水をスプレーするために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台であり、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。注④-3</p> <p>注水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。注④-4</p> <p>注水設備の可搬型建屋外ホースは、「7.13.1 放水設備」の可搬型建屋外ホースと兼用する設計とする。注④-5</p> <p>注水設備の可搬型建屋内ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。注④-6</p> <p>注水設備の可搬型建屋内ホースは、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の「1.2.2 スプレー設備」の可搬型建屋内ホースと兼用する設計とする。注④-7</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。注⑤-1</p> <p>屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の</p>	<p>の送水流量を有する設計とする。注④-1</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、「リ.(4)(viii)(a) 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する。注④-2</p> <p>燃料貯蔵プール等への水のスプレーで使用する大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ水をスプレーするために必要な約1800m³/h/台【注Ⅱ】の送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台であり、「リ.(4)(viii)(a) 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する。注④-3</p> <p>注水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。注④-4</p> <p>注水設備の可搬型建屋外ホースは、「リ.(4)(viii)(a) 放水設備」の可搬型建屋外ホースと兼用する。注④-5</p> <p>注水設備の可搬型建屋内ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。注④-6</p> <p>注水設備の可搬型建屋内ホースは、「ハ.(2)(ii)(b) スプレー設備」の可搬型建屋内ホースと兼用する。注④-7</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。注⑤-1</p> <p>屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の</p>	<p>量を有する設計とする。注④</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、「9.15.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する。注④</p> <p>燃料貯蔵プール等への水のスプレーで使用する大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ水をスプレーするために必要な約1800m³/h/台の送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台であり、「9.15.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する。注④</p> <p>注水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。注④</p> <p>注水設備の可搬型建屋外ホースは、「9.15.1 放水設備」の可搬型建屋外ホースと兼用する。注④</p> <p>注水設備の可搬型建屋内ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。注④</p> <p>注水設備の可搬型建屋内ホースは、「3.2.2 スプレー設備」の可搬型建屋内ホースと兼用する。注④</p> <p>(4) 環境条件等 基本方針については、「1.7.18 (3) 環境条件等」に示す。注⑧ a. 可搬型重大事故等対処設備 注水設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。注④</p> <p>屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (18 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載した。</p>	<p>措置を講じて保管する設計とする。注⑤-2</p> <p>屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。注⑤-3</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる注水設備の大型移送ポンプ車は、「9.2.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。注⑤-4</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。注⑤-5</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。注⑤-6</p>	<p>措置を講じて保管する設計とする。注⑤-2</p> <p>屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。注⑤-3</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる注水設備の大型移送ポンプ車は、「ロ.(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。注⑤-4</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。注⑤-5</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。注⑤-6</p>	<p>措置を講じて保管する設計とする。注④</p> <p>屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。注④</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる注水設備の大型移送ポンプ車は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。注④</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。注④</p> <p>屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。注④</p> <p>屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。注④</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。注④</p> <p>(5) 操作性の確保 基本方針については、「1.7.18(4)</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
 第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (19 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 記載の適正化。(「簡便な」を追記)</p>	<p>注水設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，簡便なコネクタ接続に統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。注⑥</p>	<p>注水設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，コネクタ接続に統一することにより，現場での接続が可能な設計とする。注⑥</p>	<p>a. 操作性の確保」に示す。注④ 注水設備の大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，コネクタ接続に統一することにより，現場での接続が可能な設計とする。注④</p> <p>9.15.2.3 主要設備の仕様 注水設備の主要設備の仕様を第9.15-2表に示す。注④</p> <p>9.15.2.4 系統構成及び主要設備 (1) 系統構成 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し，工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合において，工場等外への放射線の放出を抑制するための重大事故等対処設備として，注水設備を使用する。注④</p> <p>注水設備は，大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。注④</p> <p>大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは，放水設備と兼用し，可搬型建屋内ホースはスプレイ設備と兼用する。注④</p> <p>放射線の放出を抑制するための対処では，注水設備に加えて，水供給設備の一部である第1貯水槽，代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車，補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽及び軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部である可搬型放水砲流量計，可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ，可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）を使用する。注④, ⑤, ⑥, ⑦</p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。注④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
 第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (20 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載した。</p>	<p>注水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、<u>保守等が可能な設計とする。</u>注⑦-1</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、車両</p>	<p>注水設備の大型移送ポンプ車は、<u>再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。</u>注⑦-1</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、車両</p>	<p>放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、スプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部である可搬型放水砲流量計、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ)及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)を可搬型重大事故等対処設備として配備する。注④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧</p> <p>放水設備については「9.15.1.4 系統構成及び主要設備」に、水供給設備については「9.4.2.1.4 系統構成及び主要設備」に、スプレイ設備については「3.2.2.2 系統構成及び主要設備」に、代替安全冷却水系については「9.5.2.1.2 系統構成及び主要設備」に、補機駆動用燃料補給設備については「9.14.4 系統構成」に、及び計装設備については「6.2.1.4 系統構成及び主要設備」に示す。注④</p> <p>燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、<u>工場等外への放射線の放出を抑制するために、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介して燃料貯蔵プール等へ注水できる設計とする。</u>注①-7</p> <p>注水設備の系統概要図を第9.15-3図に示す。注④</p> <p>9.15.2.5 試験・検査 基本方針については、「1.7.18(4) b. 試験・検査性」に示す。注④ 注水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。注④</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、車両</p>		<p>注①-7 (P15へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
 第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (21 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、<u>保守等が可能な設計とする。</u>注⑦-2</p>	<p>として運転状態の確認が可能な設計とする。注⑦-2 (イ) 主要な設備 [可搬型重大事故等対処設備] 大型移送ポンプ車 (リ. (4)(viii)(a) 放水設備と兼用) 2台 容量約1,800m³/h/台注□ 可搬型建屋外ホース (リ. (4)(viii)(a) 放水設備と兼用) 1式注□ 可搬型建屋内ホース (ハ. (2)(ii)(b) スプレイ設備と兼用) 1式注□</p>	<p>として運転状態の確認が可能な設計とする。注④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
 第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (22 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 記載の適正化。(主語が重複しているため「放射性物質が」を削除)</p>	<p>7.3.7.3 抑制設備 <u>再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、抑制設備を設ける設計とする。</u>抑①-3</p> <p>抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶及び運搬車で構成する。抑①-4,5</p> <p>水供給設備の一部であるホース展張車及び代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。抑⑧-2, ⑨-2</p> <p>放射性物質の流出を抑制するための対処では、水供給設備の一部であるホース展張車、代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を使用する。抑⑧-1, ⑨-1</p>	<p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (ロ) 重大事故等対処設備 (viii) 放出抑制設備 (c) 抑制設備 <u>再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u> 抑①-3</p> <p><u>放射性物質の流出を抑制するための対処では、抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶及び運搬車【抑①-4】、水供給設備の一部であるホース展張車【抑⑧-1】、代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車【抑⑨-1】、並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽【抑⑩-1】を使用する。</u>抑⑧-1, ⑨-1</p> <p><u>抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶及び運搬車で構成する。</u>抑①-5</p> <p><u>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。</u>抑⑩-2</p> <p><u>水供給設備の一部であるホース展張車【抑⑧-2】及び代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備す</u></p>	<p>9.15 放出抑制設備 9.15.3 抑制設備 9.15.3.1 概要 <u>再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、【抑①】大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって【抑①-3】再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u>抑①</p>	<p>3.2.10 原子炉建屋放水設備 (2) 海洋への拡散抑制 <u>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、海洋拡散抑制設備を設ける設計とする。</u></p>	<p>抑⑩-1 (P23 ~)</p> <p>抑⑩-2 (P23 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (23 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書に基づき放射性物質の流出抑制のため放射性物質吸着材の使用に係る基本設計方針を記載した。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書に基づき放射性物質吸着材、小型船舶及び可搬型汚濁水拡散防止フェンスの運搬に係る基本設計方針を記載した。(以下同じ)</p>	<p>大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合の重大事故等対処設備として、抑制設備の他、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽、第2軽油貯槽及び燃料補給用可搬型ホース、水供給設備のホース展張車、代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ運搬車を使用する設計とする。なお、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に示す。抑⑧-3, ⑨-3, ⑩-1, 2, 3</p> <p>抑制設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、再処理施設の敷地を通る排水路に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。抑①-6</p> <p>抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾駁沼へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。抑①-7</p> <p>抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。抑①-8</p> <p>排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。抑①-9</p>	<p>る。抑⑨-2 補機駆動用燃料補給設備については「リ.(4)(vii) 補機駆動用燃料補給設備」に、【抑⑩-3】水供給設備については「リ.(2)(i)(b)(ロ)1) 水供給設備」に、【抑⑧-3】代替安全冷却水系については「リ.(2)(i)(b)(ロ)2) 代替安全冷却水系」【抑⑨-3】に示す。抑⑧-3, ⑨-3, ⑩-3</p> <p>抑制設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、再処理施設の敷地を通る排水路に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。抑①-6</p> <p>抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾駁沼へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。抑①-7</p> <p>抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。抑①-8</p> <p>排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。抑①-9</p>	<p>再処理施設の敷地を通る排水路に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置する。抑④</p> <p>海洋への放射性物質の流出を抑制するために尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置する。抑④</p>	<p>海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、海洋拡散抑制設備は、汚濁防止膜等で構成し、汚濁防止膜(可搬型)は、汚染水が発電所から海洋に流出する12箇所(雨水排水路集水桝9箇所及び放水路3箇所)に設置できる設計とする。</p>	<p>抑⑩-1, 2 (P22 より)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (24 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。主語の明確化に伴う</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載した。</p>	<p>尾駮沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。抑①-10</p> <p>抑制設備は、MOX燃料加工施設と共用する。抑③-1</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処で同様の対処を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。抑③-2, ④-1</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。抑②</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。抑③-3</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。抑③-4, ④-2</p>	<p>尾駮沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。抑①-10</p> <p>抑制設備は、MOX燃料加工施設と共用する。抑③-1</p> <p>抑制設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処で同様の対処を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。抑③-2, ④-1</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、故障時バックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。抑②</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。抑③-3</p> <p>【「等」の解説】 「海洋、河川、湖沼等」とは敷地外の水系の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに、必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。抑③-4, 5, ④-2, 3</p>	<p>抑制設備は、MOX燃料加工施設と共用する。抑④</p> <p>9.15.3.2 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.7.18 (1) a. 多様性、位置的分散」に示す。抑④ a. 可搬型重大事故等対処設備 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、故障時バックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。抑④</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18 (1) b. 悪影響防止」に示す。抑④ a. 可搬型重大事故等対処設備 屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。抑④</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18 (2) 個数及び容量」に示す。抑④ a. 可搬型重大事故等対処設備 MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに、必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。抑④</p>	<p>抑制設備は、MOX燃料加工施設と共用する。抑④</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉では汚濁防止膜を各設置場所に二重に設置する方針であるが、再処理施設では、二重(雨水集水桝)または一重(尾駮沼)で設置する方針であるため記載しない。</p> <p>汚濁防止膜(可搬型)は、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。必要数は、各設置場所に必要な幅に対して汚濁防止膜を二重に計2本設置することとし、雨水排水路集水桝9箇所の設置場所に計18本(高さ約3m, 幅約3m (12</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (25 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 設計方針の内容を明確にするため33条重大事故等対処設備の基本設計方針に記載する個数及び容量に係る内容を適正化した。</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスの保有数は、必要数及び予備として排水路5箇所の設置場所に計10本(高さ約0.50m,幅約11.0m(4本),高さ約0.50m,幅約5.3m(2本),高さ約0.73m,幅約4.2m(2本),高さ約0.63m,幅約8.4m(2本))及び尾駁沼2箇所の設置場所に計110本(高さ約4.0m,幅約20.0m)の合計120本並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを120本の合計240本を確保する設計とする。抑③-5,④-3</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する設計とする。抑③-6,④-4</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材の保有数は、必要数及び予備として敷地を通る各排水路に応じた量の約5,430kg並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを約5,430kgの合計約10,860kgを確保する設計とする。抑③-7,④-5</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇を確保する設計とする。抑③-8,④-6</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台及び予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。抑③-9,④-7</p>	<p>【許可からの変更点】 基本設計方針対象設備の仕様について、発電炉の記載を踏まえ基本設計方針に記載した。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。抑③-6,7,④-4,5</p> <p>【許可からの変更点】 基本設計方針対象設備の仕様について、発電炉の記載を踏まえ基本設計方針に記載した。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する。抑③-8,④-6</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。(「以上」を削除)</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する必要数を確保することに加えて、予備として故障時バックアップを確保する。抑④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する。抑④</p>	<p>本)、高さ約2m,幅約3m(6本))及び排水路3箇所の設置場所に計6本(高さ約4m,幅約4m(6本))の合計24本使用する設計とする。また、予備については、保守点検は目視点検であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、破れ等の破損時の予備用として各設置場所に対して2本の計24本を保管することとし、予備を含めた保有数として設置場所12箇所分の合計48本を保管する。</p>	<p>備考</p> <p>抑③-9,④-7 (P29から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (26 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載した。</p> </div>	<p>点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である <u>「7.4.2.1 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。</u> 抑③-10, ④-8</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。 抑⑤-1</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。 抑⑤-2</p> <p>抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u> 抑⑤-3</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで、<u>重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</u> 抑⑤-4</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェ</p>	<p><u>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。</u> 抑⑤-1</p> <p><u>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</u> 抑⑤-2</p> <p><u>抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。</u> 抑⑤-3</p> <p><u>地震を要因として発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「ロ(7)(ii)(b)(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。</u> 抑⑤-4</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェ</p>	<p>(4) 環境条件等 基本方針については、「1.7.18 (3) 環境条件等」に示す。 抑④</p> <p>a. 可搬型重大事故等対処設備 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。 抑④</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。 抑④</p> <p>抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。 抑④</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を整備する。 抑④</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「1.7.18 (5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。 抑④</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェ</p>	<p>抑③-10, ④-8 (P29 から)</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【「等」の解説】 「風(台風)等」について、考慮している自然現象の内容は個々の設備の評価とあわせて明確化するため、基本設計方針では等のままとした。</p> </div>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (27 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載した。</p>	<p>ンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。抑⑤-5</p> <p>抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。抑⑤-6</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。抑⑥</p>	<p>ンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。抑⑤-5</p> <p>抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。抑⑤-6</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式とすることで、現場での接続が可能な設計とする。抑⑥</p>	<p>ンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。抑④</p> <p>抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。抑④</p> <p>(5) 操作性の確保 基本方針については、「1.7.18(4) a. 操作の確実性」に示す。抑④ 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式とすることで、現場での接続が可能な設計とする。抑④</p> <p>9.15.3.3 主要設備の仕様 抑制設備の主要設備の仕様を第9.15-3表に示す。抑④</p> <p>9.15.3.4 系統構成及び主要設備 (1) 系統構成 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備として、建物に放水した水に放射性物質が含まれていることを考慮し、再処理施設の敷地を通る排水路を通じて再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出することを抑制するための重大事故等対処設備として、抑制設備を使用する。抑④</p> <p>抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶及び運搬車で構成する。抑④</p> <p>放射性物質の流出を抑制するための対処では、抑制設備に加えて水供給設備の一部であるホース展開車、代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を使用する。抑④</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
 第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (28 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載した。</p>	<p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。抑⑦-1</p>	<p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。抑⑦-1</p>	<p>軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。抑④</p> <p>水供給設備の一部であるホース展張車及び代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。抑④</p> <p>補機駆動用燃料補給設備については「9.14.4 系統構成」に、水供給設備については「9.4.2.1.4 系統構成及び主要設備」に、代替安全冷却水系については、「9.5.2.1.2 系統構成及び主要設備」に示す。抑④</p> <p>(2) 主要設備 可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、建物に放水した水に放射性物質が含まれていることを考慮し、再処理施設の敷地を通る排水路に設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。抑④</p> <p>放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。抑④</p> <p>排水路に設置する可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。抑④</p> <p>尾駁沼に設置する可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。抑④</p> <p>抑制設備の配置図を第9.15-4図に示す。抑④</p> <p>9.15.3.5 試験・検査 基本方針については、「1.7.18 (4) b. 試験・検査性」に示す。抑④ 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、再処理施設の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。抑④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
 第四十四条 (工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備) (29 / 29)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則の33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載した。</p>	<p>抑制設備の小型船舶は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認及び性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。抑⑦-2</p>	<p>抑制設備の小型船舶は再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認が可能な設計とする。抑⑦-2</p> <p>(イ) 主要な設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型汚濁水拡散防止フェンス (MOX燃料加工施設と共用) 1式抑⑩</p> <p>放射性物質吸着材 (MOX燃料加工施設と共用) 1式抑⑩</p> <p>小型船舶 (MOX燃料加工施設と共用) 3艇 (予備として故障時及び待機除外時バックアップを2艇) 抑⑩</p> <p>運搬車 (MOX燃料加工施設と共用) 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) (待機除外時バックアップを代替安全冷却水系の運搬車の待機除外時バックアップと兼用) 抑③-9, 10, ④-7, 8</p>	<p>抑制設備の小型船舶は再処理施設の運転中又は停止中に外観点検、員数確認、性能確認が可能な設計とする。抑⑦</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。(「及び」を追記)</p>		<p>抑③-9, 10, ④-7, 8 (P24 ~)</p>

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第四十四条（工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
放① 注① 抑①	工場等外への放射線物質等の放出を抑制するために必要な設備に関する説明	技術基準規則（第 44 条）の要求事項を受けている内容	1 項	—	f
放② 注② 抑②	共通要因故障に関する内容	技術基準規則（第 36 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 44 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36 条 2 項) (36 条 3 項 2 号) (36 条 3 項 4 号) (36 条 3 項 6 号)	—	b
放③ 注③ 抑③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第 36 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 44 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36 条 1 項 6 号)	—	b, f
放④ 注④ 抑④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第 36 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 44 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36 条 1 項 1 号)	—	a, f
放⑤ 注⑤ 抑⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第 36 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 44 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36 条 1 項 2 号) (36 条 1 項 7 号) (36 条 3 項 3 号) (36 条 3 項 4 号)	—	b
放⑥ 注⑥ 抑⑥	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第 36 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 44 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36 条 1 項 3 号) (36 条 1 項 5 号) (36 条 3 項 1 号) (36 条 3 項 5 号)	—	b
放⑦ 注⑦ 抑⑦	試験・検査性の確保に関する内容	技術基準規則（第 36 条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第 44 条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36 条 1 項 4 号)	—	b
注⑧	工場等外への放射線物質等の放出を抑制するために使用する設備	工場等外への放射線の放出を抑制するために使用する放水設備に係る事項	—	—	f
放⑧ 注⑨ 抑⑧	工場等外への放射線物質等の放出を抑制するために使用する設備	工場等外への放射線の放出を抑制するために使用する水供給設備に係る事項	—	—	g

設工認申請書 各条文の設計の考え方

注⑩	工場等外への放射線物質等の放出を抑制するために使用する設備	工場等外への放射線の放出を抑制するために使用するスプレイ設備に係る事項	—	—	e
放⑨ 注⑪ 抑⑨	工場等外への放射線物質等の放出を抑制するために使用する設備	工場等外への放射線の放出を抑制するために使用する代替安全冷却水系に係る事項	—	—	d
放⑩ 注⑫ 抑⑩	工場等外への放射線物質等の放出を抑制するために使用する設備	工場等外への放射線の放出を抑制するために使用する補機駆動用燃料補給設備	—	—	h
放⑪ 注⑬	工場等外への放射線物質等の放出を抑制するために使用する設備	工場等外への放射線の放出を抑制するために使用する計測制御設備	—	—	c

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
放㊦ 注㊦ 抑㊦	設備仕様	仕様表にて記載する。	j

3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
放㊧ 注㊧ 抑㊧	重複記載	事業変更許可申請書本文又は添付書類の記載と重複する内容である。	—
放㊨ 注㊨	添付書類記載事項	設工認申請書 添付書類に記載する事項のため、記載しない。	c
放㊩ 注㊩	添付書類記載事項	設工認申請書 添付書類に記載する事項のため、記載しない。	d
注㊪	添付書類記載事項	設工認申請書 添付書類に記載する事項のため、記載しない。	e
放㊫ 注㊫	添付書類記載事項	設工認申請書 添付書類に記載する事項のため、記載しない。	f
放㊬ 注㊬	添付書類記載事項	設工認申請書 添付書類に記載する事項のため、記載しない。	g
放㊭ 注㊭	添付書類記載事項	設工認申請書 添付書類に記載する事項のため、記載しない。	h
放㊮ 注㊮ 抑㊮	第 36 条からの展開事項の基本方針	本条文にて第 36 条「重大事故等対処設備」に関連する設計方針を展開しているが、基本方針については第 36 条の基本設計方針にて記載する。	—
放㊯ 注㊯ 抑㊯	保安規定（除雪及び除灰）に関する事項	保安規定（除雪及び除灰）に関する事項は第 36 条「重大事故等対処設備」にて明確にするため、記載しない。	—

放 注 抑	系統図，配置図の呼び込み	系統図，配置図の呼び込み場所の記載であるため記載しない。	i
放 注 抑	仕様表の呼び込み	仕様表の呼び込み場所の記載であるため記載しない。	j
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
b	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
c	VI-1-4-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書		
d	VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書		
e	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書		
f	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書		
g	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書		
h	VI-1-8-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書		
i	VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図		
j	仕様表		

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
1	第2章 個別項目 7 その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.7 放出抑制設備 放出抑制設備の設計に係る共通的设计方針については、第1章 共通項目の「2. 地震」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくとする。	冒頭宣言										
2	再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合において、工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な重大事故等対応設備として、放水設備、注水設備及び抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針	【1. 概要】 【2. 基本方針】 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する基本方針を説明する。						
3	7.3.7.1 放水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対応設備として、放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ・再処理施設の各建物周辺にて重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するための設備として、放水設備を設けることを説明する。 【3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成						
4	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対応設備として、放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応 3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応】 ○再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な設備として、放水設備を設けることを説明する。 【3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備】 ○再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成						
5	放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールロード及び可搬型建屋外ホースで構成する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	基本方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応 3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図	【2.1 放水設備】 【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 【3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 【3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応】 ○再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 【VI-2-3 系統図】 【VI-2-4 配置図】 ・放水設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 【VI-2-5 構造図】 ・放水設備の構造について、構造図にて説明する。						
6	水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対応設備として設置する。	機能要求①	第1貯水槽	基本方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応 VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 3.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 【3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 【3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応】 ○再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 【VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書】 【3.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保】 ・放射線物質の放出を抑制するための貯水及び可搬型燃料火災、化学火災への対処に係る水供給設備について説明する。 【VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書】 【2. 基本設計方針】 ・放射線物質の放出を抑制するための貯水及び可搬型燃料火災、化学火災への対処に係る蒸発乾固に対処するための設備について説明する。						
7	放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処では、水供給設備の一部である第1貯水槽、代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を使用する。代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を可搬型重大事故等対応設備として配備する。	機能要求①	第1貯水槽 ホース展開車 運搬車	基本方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 3.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 【3.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保】 ・放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処に係る水供給設備について説明する。 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 ・放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処に係る蒸発乾固に対処するための設備について説明する。						

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回				仕様表	添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区③) 第2ユーティリティ棟に係る施設)			
1	第2章 個別項目 7 その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.7 放出抑制設備 放出抑制設備の設計に係る共通的设计方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	-	-	○	-	-	-	-	-	-
2	再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合において、工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な重大事故等対応設備として、放水設備、注水設備及び抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針
3	7.3.7.1 放水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対応設備として、放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備
4	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対応設備として、放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	-	基本方針	-	-	-	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応 3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備
5	放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールロード及び可搬型建屋外ホースで構成する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	基本方針	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	-	-	-	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応 3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図
6	水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対応設備として設置する。	機能要求①	第1貯水槽	基本方針	○	-	第1貯水槽 ホース展開車 運搬車	-	-	-	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応 3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備 VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 3.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針
7	放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処では、水供給設備の一部である第1貯水槽、代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を使用する。代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を可搬型重大事故等対応設備として配備する。	機能要求①	第1貯水槽 ホース展開車 運搬車	基本方針	○	-	第1貯水槽 ホース展開車 運搬車	-	-	-	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 【3.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保】 ・放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処に係る水供給設備について説明する。 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 ・放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処に係る蒸発範囲に対処するための設備について説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
8	大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合及び航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合の必要重大事故等対処設備として、放水設備の地、水供給設備の第1貯水槽、補機動燃燃料供給設備の第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽、軽油タンクローリ及び燃料供給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水砲圧力計等、代替安全冷却水系のホース展開車及び運搬車を使用する設計とする。なお、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、補機動燃燃料供給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機動燃燃料供給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 3.1 重大事故等への対処に必要となる水源の確保 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 【3.1 重大事故等への対処に必要となる水源の確保】 ・放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処に係る水供給設備について説明する。 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 ・放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処に係る蒸発乾固に対処するための設備について説明する。	-	-	-	-	-	
9	放水設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により建物に放水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制する 3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 【3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成	-	-	-	-	-	-
10	また、セル又は建物へ注水できる設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針				-	-	-	-	-
11	放水設備は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から水及び消防薬剤2m2を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで、消火又は放水による消火活動を行い、航空機燃料火災、化学火災に対応できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応 3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応】 【3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備】 ○再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統	-	-	-	-	-	-
12	放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	設計方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制する 3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 【3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成	-	-	-	-	-	-
13	放水設備の可搬型放水砲は、ホイールロードを用いて運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型放水砲 ホイールロード	設計方針	3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応 3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備	【3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応】 【3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備】 ○再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統	-	-	-	-	-	-
14	建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制する 3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 【3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成	-	-	-	-	-	-
15	放水設備は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する放水設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回				仕様表	添付書類	添付書類における記載	
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ニューリディ建屋に係る施設)				申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)
8	大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合及び航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合の必要重大事故等対処設備として、放水設備の他、水供給設備の第1貯水槽、補機駆動用燃料補給設備の第1給油貯槽及び第2給油貯槽、軽油タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水砲圧力計等、代替安全冷却水系のホース搬送車及び運搬車を使用する設計とする。なお、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	—	基本方針	—	—	—	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備に関する説明書 【3.1 重大事故等への対処に必要なとなる水源の確保】 放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処に係る水供給設備について説明する。 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針	
9	放水設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により建物に放水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針	○	—	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	—	—	<ポンプ> 容量 吐出圧力 原動機 燃料タンク (主配管) 外径・厚さ	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制する。説明書の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成	
10	また、セル又は建物へ注水できる設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針	○	—	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	—	—	—	—	—
11	放水設備は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から水及び消火薬剤2m2を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで、消火又は放水による消火活動を行い、航空機燃料火災、化学火災に対応できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針	○	—	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	—	—	<ポンプ> 容量 吐出圧力 原動機 燃料タンク (主配管) 外径・厚さ	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応 3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備 ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統	
12	放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	設計方針	○	—	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	—	—	—	—	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 【3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成
13	放水設備の可搬型放水砲は、ホイールロードを用いて運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型放水砲 ホイールロード	設計方針	○	—	可搬型放水砲 ホイールロード	—	—	—	—	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統
14	建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針	○	—	施設共通 基本設計方針	—	—	—	—	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 【3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成
15	放水設備は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する放水設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	—	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
16	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散] 添付重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
17	放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・ 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
18	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・ 重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
19	MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))							
20	放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約90m ³ /hであり、放水設備の可搬型放水砲の2台同時放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))							
21	MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水及び消火薬剤を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))							
22	放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約90m ³ /hに対して放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))							
23	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 (2) 悪影響防止	[V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書] 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-
24	MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型放水砲	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))							
25	MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	可搬型放水砲	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))							
26	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲の必要数は1台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))							
27	MOX燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))							
28	MOX燃料加工施設と共用する放水設備のホイールローダの保有数は、必要数として3台並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台を確保する設計とする。	設置要求	ホイールローダ	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))							

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回						仕様表	添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ニューディリティ棟に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)	申請対象設備 (別設工認③) 燃料タンク (主配管) 外径・厚さ			
16	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	—	—	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散] 添付重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。
17	放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防止)	○	—	大型移送ポンプ車	—	—	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・ 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。
18	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	設計方針 (悪影響防止)	○	—	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	—	—	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・ 重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。
19	MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	—	—	—	<ポンプ> 容量 吐出圧力 原動機 燃料タンク (主配管) 外径・厚さ		
20	放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m ³ /hであり、放水設備の可搬型放水砲の2台同時放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とするともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	【機能要求②】 大型移送ポンプ車	—	—	—	<ポンプ> 容量 吐出圧力		
21	MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水及び消火薬剤を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	—	—	—	<ポンプ> 容量 吐出圧力 原動機 燃料タンク (主配管) 外径・厚さ		
22	放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m ³ /hに対して放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	【機能要求②】 大型移送ポンプ車	—	—	—	<ポンプ> 容量		
23	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	大型移送ポンプ車	—	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書] 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
24	MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型放水砲	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	【機能要求②】 可搬型放水砲	—	—	—	<主配管> 外径・厚さ		[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
25	MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	可搬型放水砲	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	【機能要求②】 可搬型放水砲	—	—	—	<主配管> 外径・厚さ		
26	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲の必要数は1台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型放水砲	—	—	—	—		
27	MOX燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流量を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型建屋外ホース	—	—	—	—		
28	MOX燃料加工施設と共用する放水設備のホイールローダの保有数は、必要数として3台並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台を確保する設計とする。	設置要求	ホイールローダ	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	ホイールローダ	—	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
29	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。	-	-	-	-	-
30	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風 (台風) 及び竜巻に対して、風 (台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
31	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風 (台風) 及び竜巻に対して、風 (台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	可搬型建屋外ホース 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
32	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる放水設備の大型移送ポンプ車は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づき設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所 (使用場所) 及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省略)	-	-	-	-	-
33	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
34	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように稼働率の高くなるおそれのない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	設計方針 (環境条件等 (重大事故等対処設備の設置場所))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 重大事故等対処設備の設置場所における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-
35	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	[2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保] ・ 重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-
36	放水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] ・ 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-
37	放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] ・ 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-
38	放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] ・ 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回				仕様表	添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ニューディリティ種属に係る施設)			
29	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対 処設備))	○	—	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条 件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説 明する。
30	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風 (台風) 及び竜巻に対して、風 (台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対 処設備))	○	—	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条 件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象か らの防護方針を説明する。
31	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風 (台風) 及び竜巻に対して、風 (台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	可搬型建屋外ホース 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対 処設備))	○	—	可搬型建屋外ホース 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条 件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象か らの防護方針を説明する。
32	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる放水設備の大型移送ポンプ車は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対 処設備))	○	—	施設共通 基本設計方針	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条 件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事 故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、 放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮 できるよう、その設置場所 (使用場所) 及び保管場 所に応じた耐環境性を有する設計とする。 (以下省略)
33	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対 処設備))	○	—	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条 件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの 影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説 明する。
34	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように稼働率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	設計方針 (環境条件等 (重大事故等対処設備 の設置場所))	○	—	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条 件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 重大事故等対処設備の設置場所等における放射 線による影響対策について説明する。
35	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針 (操作性の確 保)	○	—	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条 件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	[2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確 保] ・ 重大事故等対処設備の操作性を説明する。
36	放水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (試験・検査 性)	○	—	大型移送ポンプ車	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条 件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査 性] ・ 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明す る。
37	放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (試験・検査 性)	○	—	大型移送ポンプ車	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条 件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査 性] ・ 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明す る。
38	放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲	設計方針 (試験・検査 性)	○	—	可搬型放水砲	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条 件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査 性] ・ 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明す る。

凡例

- : 「説明対象」について
- : 当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
- △ : 当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
- : 当該申請回次で記載しない項目

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
39	7.3.7.2 注水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対応設備として、注水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【2.2注水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.3 工場等外への放射線の放出を抑制】 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するための設備として、注水設備を設けることを説明する。 【3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 ○工場等外への放射線の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・工場等外への放射線の放出を抑制するために用いる設備構成 ・注水設備の系統構成	-	-	-	-	-
40	注水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	基本方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.2 注水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.3 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備	【2.2注水設備】 【3. 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 【3.3 工場等外への放射線の放出を抑制】 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するための設備として、注水設備を設けることを説明する。 【3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 ○工場等外への放射線の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・工場等外への放射線の放出を抑制するために用いる設備構成 ・注水設備の系統構成	-	-	-	-	-
41	大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、放水設備と兼用し、可搬型建屋内ホースは使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備と兼用する設計とする	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	基本方針			-	-	-	-	-
42	水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対応設備として設置する。	機能要求①	第1貯水槽	設計方針 (設備構成)	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.2 注水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.3 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 VI-1-8-3 重大事故等への対応に必要な水の供給設備に関する説明書 3.1 重大事故等への対応に必要な水源の確保 VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 3.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針	【2.2注水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.3 工場等外への放射線の放出を抑制】 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するための設備として、以下の観点について、説明する。 ・工場等外への放射線の放出を抑制するために用いる設備構成 ・注水設備の系統構成 VI-1-8-3 重大事故等への対応に必要な水の供給設備に関する説明書 【3.1 重大事故等への対応に必要な水源の確保】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対応に用いる水供給設備について説明する。 VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 【3.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対応に用いる使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備について説明する。 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対応に用いる蒸発範囲に対処するための設備について説明する。	-	-	-	-	-
43	放射線の放出を抑制するための対応では、放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の一部である第1貯水槽、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係るスプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を使用する。使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を可搬型重大事故等対応設備として配備する。	機能要求①	第1貯水槽 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ホース展張車 運搬車	設計方針 (設備構成)	VI-1-8-3 重大事故等への対応に必要な水の供給設備に関する説明書 【3.1 重大事故等への対応に必要な水源の確保】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対応に用いる水供給設備について説明する。 VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 3.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針	【2.2注水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.3 工場等外への放射線の放出を抑制】 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するための設備として、以下の観点について、説明する。 ・工場等外への放射線の放出を抑制するために用いる設備構成 ・注水設備の系統構成 VI-1-8-3 重大事故等への対応に必要な水の供給設備に関する説明書 【3.1 重大事故等への対応に必要な水源の確保】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対応に用いる水供給設備について説明する。 VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 【3.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対応に用いる使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備について説明する。 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対応に用いる蒸発範囲に対処するための設備について説明する。	-	-	-	-	-
44	工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合の重大事故等対応設備として、注水設備の他、放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の第1貯水槽、スプレイ設備の可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系のホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料供給設備の第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽、軽油タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水圧力計等を使用する設計とする。なお、放水設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.1 放水設備」に、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備については第1章 個別項目の「1.2 使用済燃料の貯蔵施設」の「1.2.1.7 スプレイ設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に、補機駆動用燃料供給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料供給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.0 計測制御設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.2 注水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.3 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 VI-1-8-3 重大事故等への対応に必要な水の供給設備に関する説明書 3.1 重大事故等への対応に必要な水源の確保 VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 3.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針	【2.2注水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.3 工場等外への放射線の放出を抑制】 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するための設備として、以下の観点について、説明する。 ・工場等外への放射線の放出を抑制するために用いる設備構成 ・注水設備の系統構成 VI-1-8-3 重大事故等への対応に必要な水の供給設備に関する説明書 【3.1 重大事故等への対応に必要な水源の確保】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対応に用いる水供給設備について説明する。 VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 【3.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対応に用いる使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備について説明する。 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対応に用いる蒸発範囲に対処するための設備について説明する。	-	-	-	-	-
45	注水設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、工場等外への放射線の放出を抑制するために、大型移送ポンプ車から給する水を、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介して燃料貯蔵プール等へ注水できる設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	設計方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.2 注水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.3 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備	【2.2注水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.3 工場等外への放射線の放出を抑制】 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するための設備として、以下の観点について、説明する。 ・工場等外への放射線の放出を抑制するために用いる設備構成 ・注水設備の系統構成	-	-	-	-	-
46	注水設備の大型移送ポンプ車は、共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、電動駆動ポンプにより構成される補給水設備とは異なる駆動方式である水合式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能で設計とすることで、補給水設備に対して多様性を有する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対応設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対応設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散	【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散】 常設重大事故等対応設備及び可搬型重大事故等対応設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
47	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、蒸発時のバンプアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の距離距離を確保した複数外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	設計方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対応設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対応設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散	【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散】 常設重大事故等対応設備及び可搬型重大事故等対応設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回					仕様表	添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工設①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工設②) 海洋放出管切り離し工事			
39	7.3.7.2 注水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対策設備として、注水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	-	-	-	-	-	-	
40	注水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	基本方針	○	-	-	-	-	-	-	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.2 注水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.3 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備
41	大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、放水設備と兼用し、可搬型建屋内ホースは使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備と兼用する設計とする	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	基本方針	○	-	-	-	-	-	-	【2.2注水設備】 【3. 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 【3.3 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するための設備として、注水設備を設けることを説明する。 【3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 ○工場等外への放射線の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・工場等外への放射線の放出を抑制するために用いる設備構成 ・注水設備の系統構成
42	水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対策設備として設置する。	機能要求①	第1貯水槽	設計方針（設備構成）	○	-	-	-	-	-	-	【2.2注水設備】 【2.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 【2.3 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 【3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 【3.3 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 3.3.2 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 3.3.3 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 3.3.4 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 VI-1-8-2 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.2 注水設備 3. 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 3.3 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 3.3.2 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 3.3.3 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 VI-1-8-3 重大事故等への対応に必要な水の供給設備に関する説明書 【1. 重大事故等への対応に必要な水の供給設備】 【2. 重大事故等への対応に必要な水の供給設備】 3.1 重大事故等への対応に必要な水の供給設備 VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 【1.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 【2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 【3.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 【3.2 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針
43	放射線の放出を抑制するための対応では、放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の一部である第1貯水槽、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵に係るスプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を使用する。使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を可搬型重大事故等対策設備として配備する。	機能要求①	第1貯水槽 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ホース展張車 運搬車	設計方針（設備構成）	○	-	-	-	-	-	-	VI-1-8-3 重大事故等への対応に必要な水の供給設備に関する説明書 【1. 重大事故等への対応に必要な水の供給設備】 【2. 重大事故等への対応に必要な水の供給設備】 3.1 重大事故等への対応に必要な水の供給設備 VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 【1.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 【2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 【3.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 【3.2 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針
44	工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合の重大事故等対策設備として、注水設備の他、放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の第1貯水槽、スプレイ設備の可搬型建屋外ホース、代替安全冷却水系のホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽、軽油タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水圧力計等を使用する設計とする。なお、放水設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.1 放水設備」に、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備については第2章 個別項目の「1.2 使用済燃料の貯蔵施設」の「1.2.1.7 スプレイ設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び集気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.0 計測制御設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	-	-	-	-	-	-	VI-1-8-2 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.2 注水設備 3. 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 3.3 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 VI-1-8-3 重大事故等への対応に必要な水の供給設備に関する説明書 【1. 重大事故等への対応に必要な水の供給設備】 【2. 重大事故等への対応に必要な水の供給設備】 3.1 重大事故等への対応に必要な水の供給設備 VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 【1.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 【2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 【3.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 【3.2 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針
45	注水設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、工場等外への放射線の放出を抑制するために、大型移送ポンプ車から取水し、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介して燃料貯蔵プール等へ注水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	設計方針	○	-	-	-	-	-	-	【2.2注水設備】 【3. 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 【3.3 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 ○工場等外への放射線の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・工場等外への放射線の放出を抑制するために用いる設備構成 ・注水設備の系統構成
46	注水設備の大型移送ポンプ車は、共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、電動駆動ポンプにより構成される補給水設備とは異なる駆動方式である水冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能となる設計とすることで、補給水設備に対して多様性を有する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（多様性、位置的分散等（可搬型重大事故等対策設備））	○	-	-	-	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対策設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対策設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散
47	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、蒸餾時のバックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の距離を確保した複数外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	設計方針（多様性、位置的分散等（可搬型重大事故等対策設備））	○	-	-	-	-	-	-	【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散】 常設重大事故等対策設備及び可搬型重大事故等対策設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第 1 回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
48	注水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
49	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
50	注水設備の大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等大容量の注水を行うための必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-
51	注水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-
52	燃料貯蔵プール等への水のスプレイで使用する大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために必要な容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数として2台であり、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-
53	注水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な管路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-
54	注水設備の可搬型建屋外ホースは、「7.13.1 放水設備」の可搬型建屋外ホースと兼用する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-
55	注水設備の可搬型建屋内ホースは、重大事故等への対処に必要な管路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋内ホース	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			-	-	-	-	-
56	注水設備の可搬型建屋内ホースは、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の「1.2.2 スプレイ設備」の可搬型建屋内ホースと兼用する設計とする。	設置要求	可搬型建屋内ホース	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-		
57	注水設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回							添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コアティライ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表			
48	注水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防止)	○	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。
49	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	設計方針 (悪影響防止)	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置) ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。
50	注水設備の大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等大容量の注水を行うための必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	-	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	〈ポンプ〉 容量 吐出圧力 原動機 燃料タンク		
51	注水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-		
52	燃料貯蔵プール等への水のスプレイで使用する大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために必要な容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数として2台であり、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	-	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	〈ポンプ〉 容量 吐出圧力 原動機 燃料タンク		
53	注水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要なとなる管路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	-	可搬型建屋外ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
54	注水設備の可搬型建屋外ホースは、「7.13.1 放水設備」の可搬型建屋外ホースと兼用する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	-	可搬型建屋外ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-		
55	注水設備の可搬型建屋内ホースは、重大事故等への対処に必要なとなる管路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋内ホース	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	-	可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-		
56	注水設備の可搬型建屋内ホースは、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設「1.2.2 スプレイ設備」の可搬型建屋内ホースと兼用する設計とする。	設置要求	可搬型建屋内ホース	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	-	可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-		
57	注水設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	○	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1) 環境条件] ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第 1 回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
58	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、風 (台風) 及び竜巻に対して、風 (台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	大型移送ポンプ車 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1) 環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
59	屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、風 (台風) 及び竜巻に対して、風 (台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1) 環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
60	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる注水設備の大型移送ポンプ車は、「9.2.7地震を要因とする重大事故等に対する施設耐震設計」に基づく設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1) 環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
61	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1) 環境条件] ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
62	注水設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように信頼性の高い設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備) の設置場所)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1) 環境条件] ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-
63	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	設計方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	[2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保] ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-
64	注水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-
65	注水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回							添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2コアティライ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表			
58	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	大型移送ポンプ車 施設共通 基本設計方針（固縛等の措置）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	-	-	大型移送ポンプ車 施設共通 基本設計方針（固縛等の措置） ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
59	屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース 施設共通 基本設計方針（固縛等の措置）	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	-	-	可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース 施設共通 基本設計方針（固縛等の措置） ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
60	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる注水設備の大型移送ポンプ車は、「9.2.7地震を要因とする重大事故等に対する施設耐震設計」に基づく設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	-	-	施設共通 基本設計方針	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
61	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対処設備））	○	-	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
62	注水設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように重量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（環境条件等（重大事故等対処設備の設置場所））	○	-	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故等対処設備の設置場所における放射線による影響対策について説明する。
63	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、簡便なコネクタ接続が可能で設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	設計方針（操作性の確保）	○	-	-	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	[2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保] ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。
64	注水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）	○	-	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
65	注水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、点検等可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（試験・検査性）	○	-	-	大型移送ポンプ車 ※本項で整理される設備はすべて兼用するため、兼用先で記載されるべき事項を記載する。	-	-	-	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。

凡例

- ・「説明対象」について
- ：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
- △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
- ：当該申請回次で記載しない項目

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回						仕様表	添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ棟層に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表			
66	7.3.7.3 抑制設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	—	基本方針	—	—	—	—	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.3 抑制設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備	【2.3 抑制設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ・再処理施設において重大事故等が発生し、大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するための設備として、抑制設備を設けることを説明する。 【3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ○海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路 (雨水集水機5箇所) 及び尾根沼 (2箇所) の場所
67	抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶及び運搬車で構成する。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車	基本方針	○	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車	—	—	—	—	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.3 抑制設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備	【2.3 抑制設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路 (雨水集水機5箇所) 及び尾根沼 (2箇所) の場所
68	水供給設備の一部であるホース展開車及び代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	機能要求①	ホース展開車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針 (設備構成)	○	—	ホース展開車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	—	—	—	—	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.3 抑制設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備に関する説明書 3.1 重大事故等への対処に必要なとなる水源の確保 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 【3. 基本設計方針】	【2.3 抑制設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ○海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路 (雨水集水機5箇所) 及び尾根沼 (2箇所) の場所 を抑制するための設備 VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 【3. 基本設計方針】
69	放射性物質の流出を抑制するための対処では、水供給設備の一部であるホース展開車、代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を使用する。	機能要求①	ホース展開車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針 (設備構成)	○	—	ホース展開車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	—	—	—	—	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 【3. 基本設計方針】 3.1 重大事故等への対処に必要なとなる水源の確保 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 【3. 基本設計方針】	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 【3. 基本設計方針】 3.1 重大事故等への対処に必要なとなる水源の確保 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 【3. 基本設計方針】
70	大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合の重大事故等対処設備として、抑制設備の他、補機駆動用燃料供給設備の第1貯水槽、第2軽油貯槽及び燃料供給用可搬型ホース、水供給設備の第1貯水槽、代替安全冷却水系のホース展開車及び運搬車を使用する設計とする。なお、補機駆動用燃料供給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料供給設備」に、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	—	基本方針	—	—	—	—	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 【3. 基本設計方針】 3.1 重大事故等への対処に必要なとなる水源の確保 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 【3. 基本設計方針】	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 【3. 基本設計方針】 3.1 重大事故等への対処に必要なとなる水源の確保 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 【3. 基本設計方針】
71	抑制設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、再処理施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、再処理施設の敷地を通る排水路に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 運搬車	設計方針	○	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 運搬車	—	—	—	—	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 【3. 基本設計方針】 3.1 重大事故等への対処に必要なとなる水源の確保 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 【3. 基本設計方針】	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 【3. 基本設計方針】 3.1 重大事故等への対処に必要なとなる水源の確保 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書 【2. 基本設計方針】 【3. 基本設計方針】
72	抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾根沼へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶 運搬車 ホース展開車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	○	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶 運搬車 ホース展開車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	—	—	—	—	【2.3 抑制設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】	【2.3 抑制設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】
73	抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車	設計方針	○	—	放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車	—	—	—	—	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.3 抑制設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備	【2.3 抑制設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ○海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路 (雨水集水機5箇所) 及び尾根沼 (2箇所) の場所
74	排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 運搬車	設計方針	○	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 運搬車	—	—	—	—	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.3 抑制設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備	【2.3 抑制設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ○海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路 (雨水集水機5箇所) 及び尾根沼 (2箇所) の場所
75	尾根沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展開車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス ホース展開車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針	○	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス ホース展開車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	—	—	—	—	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.3 抑制設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備	【2.3 抑制設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ○海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路 (雨水集水機5箇所) 及び尾根沼 (2箇所) の場所

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
76	抑制設備は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する抑制設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処の対応を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 ボース展車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 ・ 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
77	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	設計方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散 (1) 多様性、位置的分散	【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散】 ・ 可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
78	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 ・ 重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
79	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-
80	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスの保有数は、必要数及び予備として排水路5箇所を設置場所に計10本 (高さ約0.50m、幅約1.0m (4本)、高さ約0.50m、幅約0.5m (2本)、高さ約0.73m、幅約4.2m (2本)、高さ約0.63m、幅約8.4m (2本)) 及び尾駁泊2箇所の設置場所に計110本 (高さ約4.0m、幅約20.0m) の合計120本並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを120本の合計240本を確保する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-
81	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-
82	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材の保有数は、必要数及び予備として敷地を通る排水路に応じた量の約5,430kg並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを約5,430kgの合計約10,860kgを確保する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【VI-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・ 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止】 ・ 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-
83	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾駁泊に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇を確保する設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-
84	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台及び予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-
85	点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「7.4.2.1 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-
86	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等 (1) 環境条件】 ・ 重大事故時に汽水供給する系統への影響を説明する。	-	-	-	-	-
87	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風 (台風) 及び竜巻に対して、風 (台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	【2.4 環境条件等 (1) 環境条件】 ・ 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
88	抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	小型船舶	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回					仕様表	添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ニューディリティ棟層に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)			
76	抑制設備は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する抑制設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処時の対応を考慮すること、共用によって重大事故等時の対応に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 ボース展運車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量)	○	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 ボース展運車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	—	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
77	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な容量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	設計方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	—	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散] 可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。
78	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、意図により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	設計方針 (悪影響防止)	○	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	—	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・重大事故等対処設備の意図による悪影響について考慮する事項を説明する。
79	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	—	—	—	—	—
80	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスの保有数は、必要数及び予備として排水路5箇所を設置場所に計10本 (高さ約0.50m、幅約1.0m (4本)、高さ約0.50m、幅約0.5m (2本)、高さ約0.73m、幅約4.2m (2本)、高さ約0.63m、幅約8.4m (2本)) 及び尾取沼2箇所の設置場所に計110本 (高さ約4.0m、幅約20.0m) の合計120本並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを120本の合計240本を確保する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	—	—	—	—	—
81	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	放射性物質吸着材	—	—	—	—	—
82	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材の保有数は、必要数及び予備として敷地を通る排水路に応じた量の約5,430kg並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを約5,430kgの合計約10,860kgを確保する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	放射性物質吸着材	—	—	—	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書] 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 [2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
83	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾取沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇を確保する設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	小型船舶	—	—	—	—	—
84	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台及び予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	運搬車	—	—	—	—	—
85	点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「7.4.2.1 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	運搬車	—	—	—	—	—
86	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶	—	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1) 環境条件] ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。
87	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風 (台風) 及び竜巻に対して、風 (台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	—	—	—	—	—
88	抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	小型船舶	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	小型船舶	—	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1) 環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
89	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる抑制設備の小型船舶は、「9.2.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	小型船舶	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
90	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-
91	抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように稼働率の高くなるおそれのない屋外で可能な設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-
92	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針(操作性の確保)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	[2.5 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保] ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-
93	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	設計方針(試験・検査性)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性] ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-
94	抑制設備の小型船舶は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、負荷確認及び性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	小型船舶	設計方針(試験・検査性)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性] ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回				仕様表	添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区①) 第2ニューディレイ種属に係る施設			
89	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる抑制設備の小型船舶は、「9.2.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	小型船舶	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	小型船舶	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
90	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
91	抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれのない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	○	—	小型船舶	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
92	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針 (操作性の確保)	○	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	[2.5 操作性及び試験・検査性 (1)操作性の確保] ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。
93	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するため、外觀の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	設計方針 (試験・検査性)	○	—	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	—	—	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2)試験・検査性] ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
94	抑制設備の小型船舶は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確保するため、外觀点検、負荷確認及び性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	機能要求①	小型船舶	設計方針 (試験・検査性)	○	—	小型船舶	—	—		

凡例
 ・「説明対象」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回次で記載しない項目

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
2	再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合において、工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備、注水設備及び抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 1. 概要 2. 基本方針	【1. 概要】 【2. 基本方針】 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために以下の設備を設けることを説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
3	7.3.7.1 放水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 2.1 放水設備 2. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.2 再処理施設各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災 3.2.1 再処理施設各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ・再処理施設各建物周辺にて重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合に、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するための設備として、放水設備を設けることを説明する。 【3.2.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成	※補足すべき事項の対象なし。
5	放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールロード及び可搬型建屋外ホースで構成する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	基本方針			
6	水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	第1貯水槽 ホース展開車 運搬車	基本設計方針			
9	放水設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により建物に放水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針			
10	また、セル又は建物へ注水できる設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース	設計方針			
12	放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	設計方針			
13	放水設備の可搬型放水砲は、ホイールロードを用いて運搬できる設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲	設計方針			
14	建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針			
4	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 2.1 放水設備 2. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.2 再処理施設各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災 3.2.1 再処理施設各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.2 再処理施設各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応】 再処理施設各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な設備として放水設備を設けることを説明する。 【3.2.1 再処理施設各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備】 ○再処理施設各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・再処理施設各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統	※補足すべき事項の対象なし。
5	放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールロード及び可搬型建屋外ホースで構成する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	基本方針			
7	放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処は、水供給設備の一部である第1貯水槽、代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を使用する。代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	機能要求①	第1貯水槽 ホース展開車 運搬車	基本設計方針			
11	放水設備は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤2m2を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで、泡消火又は放水による消火活動を行い、航空機燃料火災、化学火災に対応できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針			
12	放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	設計方針			
13	放水設備の可搬型放水砲は、ホイールロードを用いて運搬できる設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲	設計方針			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
7	放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処では、水供給設備の一部である第1貯水槽、代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を使用する代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	機能要求①	第1貯水槽 ホース展開車 運搬車	基本方針	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備に関する説明書	3.1 重大事故等への対処に必要なとなる水源の確保 ・放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処に係る水供給設備について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
6	水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	第1貯水槽	基本方針			
8	大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合及び航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合の必要重大事故等対処設備として、放水設備の他、水供給設備の第1貯水槽、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽、軽油タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水圧力計等、代替安全冷却水系のホース展開車及び運搬車を使用する設計とする。なお、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			
7	放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処では、水供給設備の一部である第1貯水槽、代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を使用する代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	機能要求①	第1貯水槽 ホース展開車 運搬車	基本方針	VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書	2. 基本設計方針 [2. 基本設計方針] ・放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処に係る冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
6	水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	第1貯水槽	基本方針			
8	大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合及び航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合の必要重大事故等対処設備として、放水設備の他、水供給設備の第1貯水槽、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽、軽油タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水圧力計等、代替安全冷却水系のホース展開車及び運搬車を使用する設計とする。なお、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			
5	放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールローダ及び可搬型建屋外ホースで構成する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールローダ 可搬型建屋外ホース	基本方針	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-2-3系統図、V-2-4配置図、V-2-5構造図】 ・放水設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・放水設備の構造について、構造図にて説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
15	放水設備は、MOX燃料加工施設と共用する。MOX燃料加工施設と共用する放水設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処と同時に対処することを考慮し、十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールローダ 可搬型建屋外ホース	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
16	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、放流時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、クラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針 (多様性、位置的分散 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 高設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
17	放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
18	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないように必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書	2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止 重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
19	MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全敷にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針(悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故対処設備 と3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
20	放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m ³ /hであり、放水設備の可搬型放水砲の2台同時放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針(悪影響防止)			
21	MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水及び泡消火薬剤を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針(悪影響防止)			
22	放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m ³ /hに対して放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針(悪影響防止)			
23	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針(悪影響防止)			
24	MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全敷にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型放水砲	設計方針(悪影響防止)			
25	MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	可搬型放水砲	設計方針(悪影響防止)			
26	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲の必要数は1台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲	設計方針(悪影響防止)			
27	MOX燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流量を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針(悪影響防止)			
28	MOX燃料加工施設と共用する放水設備のホイールローダの保有数は、必要数として3台並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台を確保する設計とする。	設置要求	ホイールローダ	設計方針(悪影響防止)			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
15	放水設備は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する放水設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処と同時に対処することを考慮し、十分な容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 ホイールロード 可搬型建屋外ホース	設計方針(悪影響防止) 設計方針(個数及び容量)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【VI-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	補足すべき事項 ＜可搬型建屋外ホースの数の補足説明＞ 可搬型建屋外ホースが適切な本数所持できていることについて補足説明する。 ・重事1.2【大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等】に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について】
19	MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全段にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			
20	放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m ³ /hであり、放水設備の可搬型放水砲の2台同時放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な容量を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			
21	MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水及び泡消火薬剤を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			
22	放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m ³ /hに対して放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			
23	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			
24	MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全段にわたって放水するために必要な容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な容量を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型放水砲	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			
25	MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	可搬型放水砲	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			
26	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲の必要数は1台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			
27	MOX燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な容量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			
28	MOX燃料加工施設と共用する放水設備のホイールロードの保有数は、必要数として3台並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台を確保する設計とする。	設置要求	ホイールロード	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))			
29	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 可搬型重大事故等対処設備 に関する説明書	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
30	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 施設共通 基本設計方針(固縛等の措置)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 可搬型重大事故等対処設備 に関する説明書	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
31	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	可搬型建屋外ホース 施設共通 基本設計方針(固縛等の措置)	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))			
32	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる放水設備の大型移送ポンプ車は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 a. 可搬型重大事故等対処設備 に関する説明書	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
33	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備 健全性に関する説明書	[2.4 環境条件等 (1) 環境条件] ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
34	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように稼働率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	設計方針 (環境条件等 (重大事故等対処設備の設置場所))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備 健全性に関する説明書	[2.4 環境条件等 (1) 環境条件] ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
35	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 健全性に関する説明書	[2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保] ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
36	放水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性 健全性に関する説明書	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
37	放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (試験・検査性)			
38	放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲	設計方針 (試験・検査性)			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開基 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
39	7.3.7.2 注水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対応設備として、注水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-8-2 工場等外への放射線物質等の放出を抑制するための設備 3.1 工場等外への放射線物質等の放出を抑制するための設備 3.3 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備	【2.2 注水設備】 【3. 工場等外への放射線物質等の放出を抑制するための設備】 【3.3 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するための設備として、注水設備を設けることを説明する。 【3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 ○工場等外への放射線の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・工場等外への放射線の放出を抑制するために用いる設備構成 ・注水設備の系統構成	※補足すべき事項の対象なし。
40	注水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	基本方針			
41	大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、放水設備と兼用し、可搬型建屋内ホースは使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備と兼用する設計とする	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	基本方針			
43	放射線の放出を抑制するための対処では、放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の一部である第1貯水槽、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係るスプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を使用する。 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を可搬型重大事故等対応設備として配備する。	機能要求①	第1貯水槽 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ホース展開車 運搬車	設計方針 (設備構成)			
44	工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合の重大事故等対応設備として、注水設備の他、放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の第1貯水槽、スプレイ設備の可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系のホース展開車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽、軽油タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水圧力計等を使用する設計とする。なお、放水設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.1 放水設備」に、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備については第1章 個別項目の「1.2 使用済燃料の貯蔵施設」の「1.2.1.7 スプレイ設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.0 計測制御設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			
45	注水設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、工場等外への放射線の放出を抑制するために、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介して燃料貯蔵プール等へ注水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	第1貯水槽 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ホース展開車 運搬車	設計方針			
42	水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対応設備として設置する。	機能要求①	第1貯水槽	設計方針 (設備構成)	VI-1-8-3 大事故等への対処に必要な水源の確保 3.1 大事故等への対処に必要な水源の確保	【3.1 大事故等への対処に必要な水源の確保】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対処に用いる水供給設備について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
43	放射線の放出を抑制するための対処では、放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の一部である第1貯水槽、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係るスプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を使用する。 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を可搬型重大事故等対応設備として配備する。	機能要求①	第1貯水槽 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ホース展開車 運搬車	設計方針 (設備構成)			
44	工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合の重大事故等対応設備として、注水設備の他、放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の第1貯水槽、スプレイ設備の可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系のホース展開車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽、軽油タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水圧力計等を使用する設計とする。なお、放水設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.1 放水設備」に、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備については第1章 個別項目の「1.2 使用済燃料の貯蔵施設」の「1.2.1.7 スプレイ設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.0 計測制御設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			
42	水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対応設備として設置する。	機能要求①	第1貯水槽	設計方針 (設備構成)	VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書	【2. 基本設計方針】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対処に用いる冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
43	放射線の放出を抑制するための対処では、放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の一部である第1貯水槽、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係るスプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を使用する。 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を可搬型重大事故等対応設備として配備する。	機能要求①	第1貯水槽 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース ホース展開車 運搬車	設計方針 (設備構成)			
44	工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合の重大事故等対応設備として、注水設備の他、放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の第1貯水槽、スプレイ設備の可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系のホース展開車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽、軽油タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水圧力計等を使用する設計とする。なお、放水設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.1 放水設備」に、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備については第1章 個別項目の「1.2 使用済燃料の貯蔵施設」の「1.2.1.7 スプレイ設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.0 計測制御設備」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
42	水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として設置する。	機能要求①	第1貯水槽	設計方針 (設備構成)	VI-1-1-2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書	13.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備 ・工場等外への放射線等の放出を抑制するための設備について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
43	放射線の放出を抑制するための対処では、放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の一部である第1貯水槽、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係るスプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展開車及び運搬車を使用する。	機能要求①	第1貯水槽 可搬型建屋内ホース ホース展開車 運搬車	設計方針 (設備構成)			
44	工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合の重大事故等対処設備として、注水設備の他、放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の第1貯水槽、スプレイ設備の可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系のホース展開車及び運搬車、補機駆動用燃料供給設備の第1経路貯槽及び第2経路貯槽、経路タクロリ及び燃料供給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水包圧力計等を使用する設計とする。なお、放水設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.1 放水設備」に、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備については第1章 個別項目の「1.2 使用済燃料の貯蔵施設」の「1.2.1.7 スプレイ設備」に、代替安全冷却水系については第3章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に、補機駆動用燃料供給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料供給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.0 計測制御設備」に示す。	留意宣言	基本方針	基本方針			
46	注水設備の大型移送ポンプ車は、共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、電動駆動ポンプにより構成される補給水設備とは異なる駆動方式である水立式のサイリゼンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料供給設備からの補給が可能な設計とすることで、補給水設備に対して多様性を有する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散	13.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散) 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
47	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の間隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	設計方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))			
48	注水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止 (2) 悪影響防止	13.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止) ・重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
49	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、竜巻により飛来物とならないように必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止 (2) 悪影響防止	13.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止) ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
50	注水設備の大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を行うための必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	14-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	可搬型建屋外ホースの数量の補足説明 ⇒可搬型建屋外ホースが適切な本数所持できていることについて補足説明する。 ・重事1.2【大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について】
51	注水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			
52	燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台であり、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			
53	注水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			
54	注水設備の可搬型建屋外ホースは、「7.13.1 放水設備」の可搬型建屋外ホースと兼用する設計とする。	設置要求	可搬型建屋外ホース	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			
55	注水設備の可搬型建屋内ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型建屋内ホース	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			
56	注水設備の可搬型建屋内ホースは、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の「1.2.2 スプレイ設備」の可搬型建屋内ホースと兼用する設計とする。	設置要求	可搬型建屋内ホース	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			
57	注水設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	13.4 環境条件等 (1) 環境条件) ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開基 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
58	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、風 (台風) 及び竜巻に対して、風 (台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	大型移送ポンプ車 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
59	屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、風 (台風) 及び竜巻に対して、風 (台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
60	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる注水設備の大型移送ポンプ車は、「9.2.2地震を要因とする重大事故等に対する施設の前震設計」に基づく設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
61	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
62	注水設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように稼働率の高くなるおそれの少ない量外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備の設置場所))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2. 重大事故等対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
63	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	設計方針 (操作性の確保)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	[2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保] ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
64	注水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分岐点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
65	注水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備 2. 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
66	7.3.7.3 抑制設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対応設備として、抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 2.3 抑制設備 ① 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制する設備 3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備	【2.3 抑制設備】 ① 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制】 ・再処理施設において重大事故等が発生し、大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するための設備として、抑制設備を設けることを説明する。 【3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ○海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路 (雨水集水機5箇所) 及び尾根沼 (2箇所) の場所	※補足すべき事項の対象なし。
67	抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶及び運搬車で構成する。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車	基本方針			
69	放射性物質の流出を抑制するための対応では、水供給設備の一部であるホース展開車、代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を使用する。	機能要求①	ホース展開車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針 (設備構成)			
71	抑制設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、再処理施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、再処理施設の敷地を通る排水路に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 運搬車	設計方針			
72	抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾根沼へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶 運搬車	設計方針			
73	抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材 小型船舶	設計方針			
74	排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針			
75	尾根沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展開車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針			
69	放射性物質の流出を抑制するための対応では、水供給設備の一部であるホース展開車、代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を使用する。	機能要求①	ホース展開車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針 (設備構成)	VI-1-8-3 重大事故等への対応に必要な水源の確保 3.1 重大事故等への対応に必要な水源の確保	【3.1 重大事故等への対応に必要な水源の確保】 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対応に用いる水供給設備について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
68	水供給設備の一部であるホース展開車及び代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を可搬型重大事故等対応設備として配備する。	機能要求①	ホース展開車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針 (設備構成)			
70	大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合の重大事故等対応設備として、抑制設備の他、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽、第2軽油貯槽及び燃料補給用可搬型ホース、水供給設備の第1貯水槽、代替安全冷却水系のホース展開車及び運搬車を使用する設計とする。なお、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			
69	放射性物質の流出を抑制するための対応では、水供給設備の一部であるホース展開車、代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を使用する。	機能要求①	ホース展開車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針 (設備構成)	VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書	【2. 基本設計方針】 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対応に用いる冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
68	水供給設備の一部であるホース展開車及び代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を可搬型重大事故等対応設備として配備する。	機能要求①	ホース展開車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針 (設備構成)			
70	大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合の重大事故等対応設備として、抑制設備の他、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽、第2軽油貯槽及び燃料補給用可搬型ホース、水供給設備の第1貯水槽、代替安全冷却水系のホース展開車及び運搬車を使用する設計とする。なお、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			
76	抑制設備は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する抑制設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対応で同様の対応を実施することで、共用によって重大事故等時の対応に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車	設計方針 (悪影響防止) 設計方針 (個数及び容量)	VI-1-1-4-2 重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対応設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止 (2) 悪影響防止	【2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止】 重大事故等対応設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
77	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	設計方針 (多様性、位置的分散等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における説明書	2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散] 可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
78	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における説明書	2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
79	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針 (悪影響防止)	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における説明書	2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
80	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスの保有数は、必要数及び予備として排水路5箇所を設置場所に計10本 (高さ約0.50m、幅約11.0m (4本)、高さ約0.50m、幅約5.3m (2本)、高さ約0.73m、幅約4.2m (2本)、高さ約0.63m、幅約8.4m (2本)) 及び尾数溜2箇所の設置場所に計110本 (高さ約4.0m、幅約20.0m) の合計120本並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを120本の合計240本を確保する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針 (悪影響防止)				
81	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針 (悪影響防止)				
82	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材の保有数は、必要数及び予備として敷地を通る各排水路に応じた量の約5,430kg並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを約5,430kgの合計約10,860kgを確保する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針 (悪影響防止)				
83	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾数溜に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇を確保する設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針 (悪影響防止)				
84	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台及び予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針 (悪影響防止)				
85	点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「7.4.2.1 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針 (悪影響防止)				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
79	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【VI-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
80	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスの保有数は、必要数及び予備として排水路5箇所を設置場所に計10本 (高さ約0.50m、幅約1.0m (4本))、高さ約0.50m、幅約5.3m (2本))、高さ約0.73m、幅約4.2m (2本))、高さ約0.63m、幅約8.4m (2本))及び尾数溜2箇所の設置場所に計110本 (高さ約4.0m、幅約20.0m) の合計120本並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを120本の合計240本を確保する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			
81	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			
82	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材の保有数は、必要数及び予備として敷地を通る各排水路に応じた量の約5,430kg並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを約5,430kgの合計約10,860kgを確保する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			
83	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾数溜に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇を確保する設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			
84	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台及び予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			
85	点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「7.4.2.1 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対処設備))			
86	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
87	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風 (台風) 及び竜巻に対して、風 (台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	運用要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
88	抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	小型船舶	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))		2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
89	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「9.2.7地震を要因とする重大事故等に対する施設耐震設計」に基づく設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	小型船舶	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
90	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
91	抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように稼働率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
92	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針 (操作性の確保)	M1-1-4-2 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	[2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保] ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
93	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	設計方針 (試験・検査性)	M1-1-4-2 重大事故等対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
94	抑制設備の小型船舶は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認及び性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、係修等が可能な設計とする。	機能要求①	小型船舶	設計方針 (試験・検査性)			

再処理目次										記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	1.	(a)	イ.	(イ)	以降	再処理活付書類構成案		1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
VI										その他の説明書					
	VI-1									説明書					
		VI-1-1								各施設に共通の説明書					
			VI-1-1-1							再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書					
				VI-1-1-2						再処理施設の冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書					
					VI-1-1-2-2					再処理施設の冷却機能の喪失による蒸発範囲に対処するための設備に関する説明書					
									2. 基本設計方針	工場等外への放射線の放出を抑制するための対処に用いる使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備について説明する。	-		○	工場等外への放射線の放出を抑制するための対処に用いる使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備について説明する。	
									設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	放出抑制設備の設定根拠について説明する。	対象となる設備がないため記載事項なし。			放出抑制設備の設定根拠について説明する。	可搬型罐体外ホースの数量の補足説明 →可搬型罐体外ホースが適切な本数所持できていることについて補足説明する。 ※重事1.2【大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等】に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について】
									安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書						
									重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書						
									2. 重大事故等対処設備						
									2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等						
									(1)	多様性、位置的分散 【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	-		○	【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	
									(2)	悪影響防止 【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	-		○	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	
									2.4 環境条件等						
									(1)	環境条件 【重大事故等対処設備の環境条件】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-		○	【重大事故等対処設備の環境条件】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	
									2.5 操作性及び試験・検査性						
									(1)	操作性の確保 【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	-		○	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	
									(2)	試験・検査性 【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-		○	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	
									VI-1-2-2	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書					
									3.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備	【燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備について説明する。	-		○	【燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備について説明する。	

再処理目次							記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	(1)	α	(a)	(イ)以降	1回		第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要		
					VI-1-8-2		工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書					
						1.	概要 【概要】 放出抑制設備に関する説明書の概要について説明する。	-		○	【概要】 放出抑制設備に関する説明書の概要について説明する。	
						2.	基本方針 【基本方針】 放出抑制設備についての基本方針について説明する。	-		○	【基本方針】 放出抑制設備についての基本方針について説明する。	
						2.1	2.1 放水設備 【放水設備】 放出抑制設備についての放水設備について説明する。	-		○	【放水設備】 放出抑制設備についての放水設備について説明する。	
						2.2	2.2 注水設備 【注水設備】 放出抑制設備についての注水設備について説明する。	-		○	【注水設備】 放出抑制設備についての注水設備について説明する。	
						2.3	2.3 抑制設備 【基本方針】 放出抑制設備についての抑制設備について説明する。	-		○	【基本方針】 放出抑制設備についての抑制設備について説明する。	
						3.	3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備					
						3.1	3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制 【大気中への放射性物質の放出を抑制】 大気中への放射性物質の放出抑制について説明する。	-		○	【大気中への放射性物質の放出を抑制】 大気中への放射性物質の放出抑制について説明する。	
						3.1.1	3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 【大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 大気中への放射性物質の放出抑制するための設備について説明する。	-		○	【大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 大気中への放射性物質の放出抑制するための設備について説明する。	
						3.2	3.2 再処理施設の各種物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応 【再処理施設の各種物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応】 再処理施設の各種物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応について説明する。	-		○	【再処理施設の各種物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応】 再処理施設の各種物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応について説明する。	
						3.2.1	3.2.1 再処理施設の各種物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備 【再処理施設の各種物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備】 再処理施設の各種物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備について説明する。	-		○	【再処理施設の各種物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備】 再処理施設の各種物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備について説明する。	
						3.3	3.3 工場等外への放射線の放出を抑制 【工場等外への放射線の放出を抑制】 工場等外への放射線の放出抑制について説明する。	-		○	【工場等外への放射線の放出を抑制】 工場等外への放射線の放出抑制について説明する。	
						3.3.1	3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 【工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 工場等外への放射線の放出抑制について説明する。	-		○	【工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 工場等外への放射線の放出抑制について説明する。	
						3.4	3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制 【海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制】 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出抑制について説明する。	-		○	【海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制】 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出抑制について説明する。	
						3.4.1	3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 【海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備について説明する。	-		○	【海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備について説明する。	
							重大事故等への対応に必要な水の供給設備に関する説明書					
						3.1	3.1 重大事故等への対応に必要な水の確保 【重大事故等への対応に必要な水の確保】 重大事故等への対応に必要な水の確保について説明する。	-		○	【重大事故等への対応に必要な水の確保】 重大事故等への対応に必要な水の確保について説明する。	
							再処理施設に関する図面					
	VI-2						系統図 【系統図】 放出抑制設備の系統図を示す。	-		○	【系統図】 放出抑制設備の系統図を示す。	
		VI-2-5					配置図 【配置図】 放出抑制設備の配置図を示す。	-		○	【配置図】 放出抑制設備の配置図を示す。	
			VI-2-4				構造図 【構造図】 放出抑制設備の構造を示す。	-		○	【構造図】 放出抑制設備の構造を示す。	

九附
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
 △：当該申請回数以前に記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回数で記載しない項目

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

本添付書類は、発電炉に対応する添付書類がないことから、発電炉との比較を行わない。

VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書

目 次

	ページ
1. 概要	1
2. 基本方針	1
2.1 放水設備	1
2.2 注水設備	2
2.3 抑制設備	2
3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	3
3.1 大気中への放射性物質の放出の抑制及び関連設備の系統設計方針	3
3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備	3
3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災対応及び関連設備の系統設計方針	5
3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するための設備及び関連設備の系統設計方針	6
3.3 工場等外への放射線の放出の抑制及び関連設備の系統設計方針	7
3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備	8
3.4 海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出の抑制	10
3.4.1 海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備	10

1. 概要

本章は、工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要となる放出抑制設備の基本設計方針並びに放出抑制設備及び関連設備の系統設計方針について説明するものである。

2. 基本設計方針

再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合において、工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備、注水設備及び抑制設備を設ける設計とする。

2.1 放水設備

再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備を設ける設計とする。また、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備を設ける設計とする。

放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールローダ及び可搬型建屋外ホースで構成する。

放水設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により建物に放水できる設計とする。また、セル又は建物へ注水できる設計とする。

放水設備は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤 2m^3 を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで、泡消火又は放水による消火活動を行い、航空機燃料火災、化学火災に対応できる設計とする。

放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。

放水設備の可搬型放水砲は、ホイールローダを用いて運搬できる設計とする。

建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを、保安規定に定めて、管理する。

水供給設備の一部である第1貯水槽、補機駆動用燃料補給設備の一部である第1軽油

貯槽及び第2軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。

代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車，補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ及び主配管並びに計装設備の一部である可搬型放水砲流量計，可搬型放水砲圧力計，可搬型建屋内線量率計，可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量計）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

2.2 注水設備

再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し，工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合，燃料貯蔵プール等へ注水し，放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として，注水設備を設ける設計とする。

注水設備は，大型移送ポンプ車，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。

注水設備は，燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し，工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合，工場等外への放射線の放出を抑制するために，大型移送ポンプ車から供給する水を，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介して燃料貯蔵プール等へ注水できる設計とする。

水供給設備の一部である第1貯水槽，補機駆動用燃料補給設備の一部である第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。

放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース，スプレー設備の一部である可搬型建屋内ホース，代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車，補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ及び主配管並びに計装設備の一部である可搬型放水砲流量計，可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ，可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量計）を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

2.3 抑制設備

再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し，大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合，放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として，抑制設備を設ける設計とする。

抑制設備は，可搬型汚濁水拡散防止フェンス，放射性物質吸着材，小型船舶及び運搬車で構成する。

抑制設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、再処理施設の敷地を通る排水路に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。

抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾駁沼へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。

抑制設備の放射性物質吸着材、小型船舶及び排水路に設置する可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。

補機駆動用燃料補給設備の一部である第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。

水供給設備の一部であるホース展開車及び代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。

3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備

3.1 大気中への放射性物質の放出の抑制及び関連設備の系統設計方針

線量率が上昇し、建屋内での作業継続が困難である場合、又は他の要因により重大事故等への対処を行うことが困難になり、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車を第1貯水槽近傍及び再処理事業所内の屋外道路（以下「アクセスルート」という。）上に、可搬型放水砲を放水対象の建屋近傍に設置する。

大型移送ポンプ車から可搬型放水砲まで可搬型建屋外ホースを敷設し、可搬型放水砲との接続を行い、大型移送ポンプ車で第1貯水槽の水を取水することで、中継用の大型移送ポンプ車を經由して、可搬型放水砲により、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に放水する又はセル若しくは建物へ注水することで放射性物質の放出を抑制できる設計とする。

放水設備の系統概要図を第3-1図に示す。

3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備

3.1.1.1 放水設備

3.1.1.1.1 放水設備の系統設計方針

再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備を設ける設計とする。

主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 可搬型重大事故等対処設備

- ・大型移送ポンプ車
- ・可搬型放水砲
- ・可搬型建屋外ホース
- ・ホイールローダ

3.1.1.1.2 放水設備の環境条件

(1) 温度条件

再処理施設の各建屋へ放水する内部流体温度は、放水設備の大型移送ポンプ車により第1貯水槽から供給される水の最高使用温度である40℃とする。

(2) 圧力条件

再処理施設の各建屋へ放水する内部流体圧力は、放水設備の大型移送ポンプ車により第1貯水槽から供給される水の圧力である1.4MPaとする。

(3) 湿度条件

内部流体の湿度100%とする。

3.1.1.2 水供給設備

水供給設備は、大気中への放射性物質の放出を抑制するため、建物への放水及び注水時に水源として使用する。

その設計方針については、「VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 常設重大事故等対処設備

- ・第1貯水槽

3.1.1.3 補機駆動用燃料補給設備

補機駆動用燃料補給設備は、放水設備の大型移送ポンプ車及びホイールローダ、代替安全冷却水系のホース展張車及び運搬車で使用する軽油を補給するために使用する。

その設計方針については、「VI-1-8-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 常設重大事故等対処設備

- ・第1軽油貯槽
- ・第2軽油貯槽

(2) 可搬型重大事故等対処設備

- ・軽油用タンクローリ
- ・燃料供給用可搬型ホース

3.1.1.4 計装設備

計装設備は、大気中への放射性物質の放出を抑制するため実施する際に以下の計測で使用する。

- ・可搬型放水砲の放水量を監視するため、放水時の流量を計測する。
- ・可搬型放水砲の圧力を監視するため、放水時の圧力を計測する。
- ・建屋内の線量率を監視するため、建屋内の線量率を計測する。
- ・燃料貯蔵プール等の空間線量率を監視するため、燃料貯蔵プール等の空間線量率を計測する。（サーベイメータ）
- ・燃料貯蔵プール等の空間線量率を監視するため、燃料貯蔵プール等の空間線量率を計測する。（線量計）

その設計方針については、「VI-1-4-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
 - ・可搬型放水砲流量計
 - ・可搬型放水砲圧力計
 - ・可搬型建屋内線量率計
 - ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）
 - ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量計）

3.1.1.5 代替安全冷却水系

代替安全冷却水系の運搬車及びホース展張車は可搬型建屋外ホースを運搬及び展張するために使用する。

その設計方針については、「VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
 - ・ホース展張車
 - ・運搬車

3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応

航空機燃料火災、化学火災が発生し、可搬型放水砲による火災発生箇所へ泡消火又は放水による消火活動を行う必要がある場合、大型移送ポンプ車を第1貯水槽近傍に、可搬型放水砲を再処理施設の各建物周辺における火災の発生箇所近傍に設置し、可搬型建屋外ホースを可搬型放水砲近傍まで敷設し、接続を行い、泡消火又は放水するための経路を構築する。

大型移送ポンプ車で第1貯水槽の水を取水し、可搬型放水砲による泡消火又は放水を

行う。

放水設備の系統概要図を第3-2図に示す。

3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するための設備及び関連設備の系統設計方針

3.2.1.1 放水設備

3.2.1.1.1 放水設備の系統設計方針

再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災が発生した場合，泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備として，放水設備を設ける設計とする。

主要な設備は，以下のとおりである。

(1) 可搬型重大事故等対処設備

- ・大型移送ポンプ車
- ・可搬型放水砲
- ・可搬型建屋外ホース
- ・ホイールローダ

3.2.1.1.2 放水設備の環境条件

(1) 温度条件

航空機火災及び化学火災が発生した場合に放水する内部流体温度は，放水設備の大型移送ポンプ車により第1貯水槽から供給される水の最高使用温度である40℃とする。

(2) 圧力条件

航空機火災及び化学火災が発生した場合に放水する内部流体圧力は，放水設備の大型移送ポンプ車により第1貯水槽から供給される水の圧力である1.4 MPaとする。

(3) 湿度条件

内部流体の湿度100%とする。

3.2.1.2 水供給設備

水供給設備は，再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災に対応するため，火災発生箇所へ泡消火又は放水時に水源として使用する。

その設計方針については，「VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書」に示す。

主要な設備は，以下のとおりである。

(1) 常設重大事故等対処設備

- ・第1貯水槽

3.2.1.3 補機駆動用燃料補給設備

補機駆動用燃料補給設備は、放水設備の大型移送ポンプ車及びホイールローダ、代替安全冷却水系のホース展張車及び運搬車で使用する軽油を補給するために使用する。

その設計方針については、「VI-1-8-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
 - ・第1軽油貯槽
 - ・第2軽油貯槽
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
 - ・軽油用タンクローリ
 - ・燃料供給用可搬型ホース

3.2.1.4 計装設備

計装設備は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応する際に以下の計測で使用する。

- ・可搬型放水砲の放水量を監視するため、放水時の流量を計測する。
- ・可搬型放水砲の圧力を監視するため、放水時の圧力を計測する。

その設計方針については、「VI-1-4-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
 - ・可搬型放水砲流量計
 - ・可搬型放水砲圧力計

3.2.1.5 代替安全冷却水系

代替安全冷却水系の運搬車及びホース展張車は可搬型建屋外ホースを運搬及び展張するために使用する。

その設計方針については、「VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
 - ・ホース展張車
 - ・運搬車

3.3 工場等外への放射線の放出の抑制及び関連設備の系統設計方針

燃料貯蔵プール等から大量の水が漏えいし、燃料貯蔵プール等の水位低下が継続し、水遮蔽による遮蔽が損なわれ、高線量の放射線が放出するおそれがあり、建屋内作業の

継続が困難である場合（プール空間線量、プール水位及びプール状態監視カメラによる確認）、大型移送ポンプ車を第1貯水槽近傍及びアクセスルート上に設置する。可搬型建屋外ホースと可搬型建屋内ホースを接続し、燃料貯蔵プール等まで敷設し、経路を構築する。

大型移送ポンプ車で第1貯水槽の水を取水し、中継用の大型移送ポンプ車を經由して、燃料貯蔵プール等へ注水する。

注水設備の系統概要図を第3-3図に示す。

3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備

3.3.1.1 注水設備

3.3.1.1.1 注水設備の系統設計方針

再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、注水設備を設ける設計とする。

主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 可搬型重大事故等対処設備

- ・大型移送ポンプ車
- ・可搬型建屋外ホース
- ・可搬型建屋内ホース

3.3.1.1.2 注水設備の環境条件

(1) 温度条件

燃料貯蔵プール等への注水の内部流体温度は、注水設備の大型移送ポンプ車により第1貯水槽から供給される水の最高使用温度である40℃とする。

(2) 圧力条件

燃料貯蔵プール等への注水の内部流体圧力は、注水設備の大型移送ポンプ車により第1貯水槽から供給される水の圧力である1.4MPaとする。

(3) 湿度条件

内部流体の湿度100%とする。

3.3.1.2 水供給設備

水供給設備は、工場等外への放射線の放出を抑制するため、燃料貯蔵プール等への注水時に水源として使用する。

その設計方針については、「VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 常設重大事故等対処設備

- ・第1貯水槽

3.3.1.3 補機駆動用燃料補給設備

補機駆動用燃料補給設備は、注水設備の大型移送ポンプ車、代替安全冷却水系のホース展張車及び運搬車で使用する軽油を補給するために使用する。

その設計方針については、「VI-1-8-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 常設重大事故等対処設備
 - ・第1軽油貯槽
 - ・第2軽油貯槽
- (2) 可搬型重大事故等対処設備
 - ・軽油用タンクローリ
 - ・燃料供給用可搬型ホース

3.3.1.4 計装設備

工場等外への放射線の放出を抑制するため実施する際に以下の計測で使用する。

- ・燃料貯蔵プール等へ注水した注水量を監視するため、注水時の流量を計測する。
- ・燃料貯蔵プール等の状態を監視する。
- ・燃料貯蔵プール等の空間線量率を監視するため、燃料貯蔵プール等の空間線量率を計測する。（サーベイメータ）
- ・燃料貯蔵プール等の空間線量率を監視するため、燃料貯蔵プール等の空間線量率を計測する。（線量計）

その設計方針については、「VI-1-4-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

- (1) 可搬型重大事故等対処設備
 - ・可搬型放水砲流量計
 - ・可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ
 - ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）
 - ・可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量計）

3.3.1.5 代替安全冷却水系

代替安全冷却水系の運搬車及びホース展張車は可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを運搬及び展張するために使用する。

その設計方針については、「VI-1-8-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 可搬型重大事故等対処設備

- ・ホース展張車
- ・運搬車

3.4 海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制

線量率が上昇し，建屋内での作業継続が困難である場合，又は他の要因により重大事故等への対処を行うことが困難になり，大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合にに基づき，放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制の対処を開始した場合，建物に放水した水に放射性物質が含まれていることを考慮し，再処理施設の敷地を通る排水路を通じて再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出することを想定し，可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を使用し，海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制する。

抑制設備の配置図を第3-4図に示す。

3.4.1 海洋，河川，湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備

3.4.1.1 抑制設備

再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し，大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合，放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として，抑制設備を設ける設計とする。

主要な設備は，以下のとおりである。

(1) 可搬型重大事故等対処設備

- ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス
- ・放射性物質吸着材
- ・小型船舶
- ・運搬車

3.4.1.2 水供給設備

水供給設備のホース展張車は可搬型汚濁水拡散防止フェンスを運搬するために使用する。

その設計方針については，「VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備に関する説明書」に示す。

主要な設備は，以下のとおりである。

(1) 可搬型重大事故等対処設備

- ・ホース展張車

3.4.1.3 補機駆動用燃料補給設備

補機駆動用燃料補給設備は、抑制設備の運搬車、水供給設備のホース展張車及び代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ運搬車で使用する軽油を補給するために使用する。

その設計方針については、「VI-1-8-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」に示す。

主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 常設重大事故等対処設備

- ・第1軽油貯槽
- ・第2軽油貯槽

3.4.1.4 代替安全冷却水系

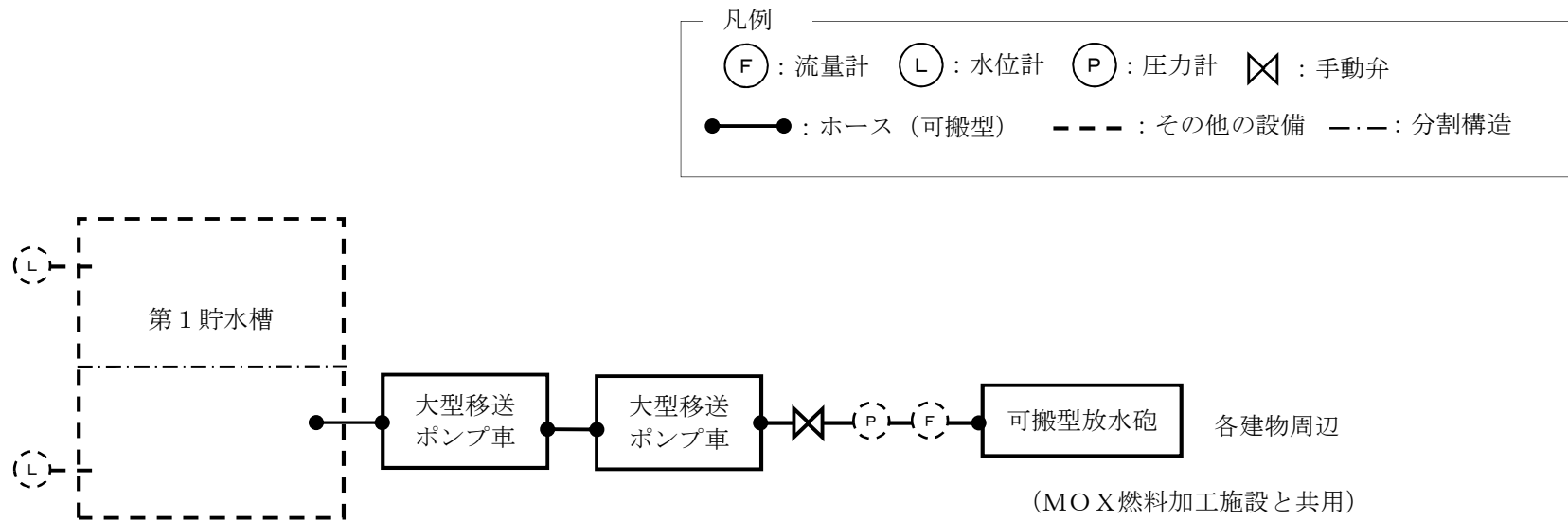
代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ運搬車は、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを運搬するために使用する。

その設計方針については、「VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書」に示す。

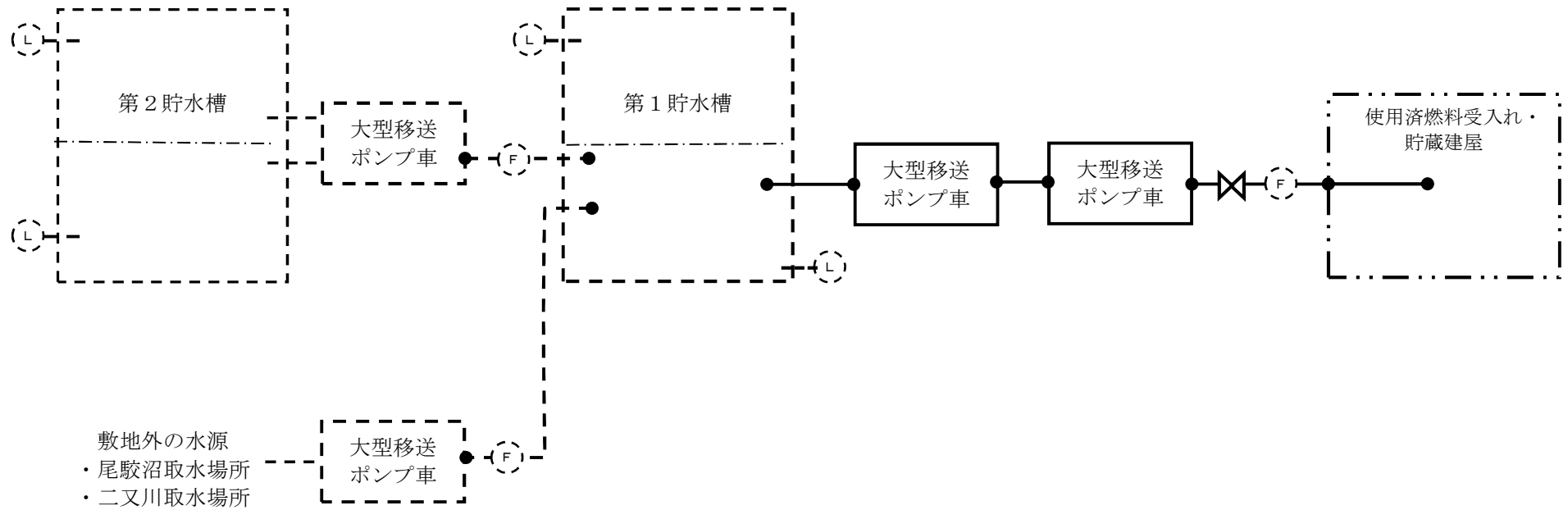
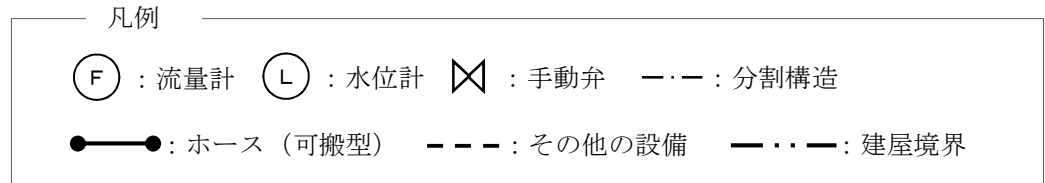
主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 可搬型重大事故等対処設備

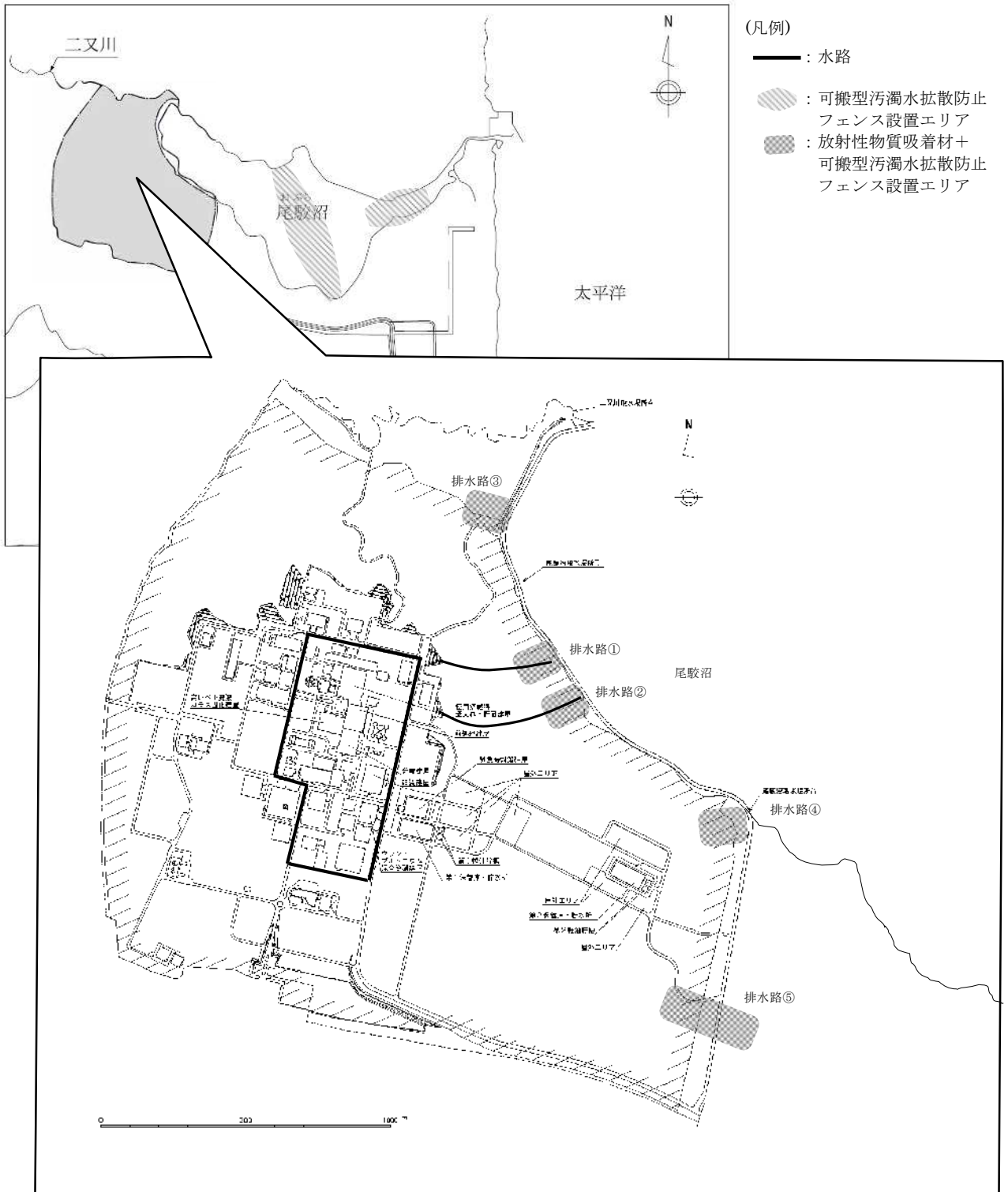
- ・可搬型中型移送ポンプ運搬車



第3-2図 放水設備の系統概要図
 (再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災への対処)



第3-3図 注水設備の系統概要図 (工場等外への放射線の放出を抑制)



第3-4図 抑制設備の配置図

別紙 5

補足説明すべき項目の抽出

補足説明すべき項目の抽出
 (第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(放水設備))

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
2	再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合において、工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備、注水設備及び抑制設備を設ける設計とする。	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針	【1. 概要】 【2. 基本方針】 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために以下の設備を設けることを説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
3	7.3.7.1 放水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備を設ける設計とする。	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制 3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制】 ・再処理施設の各建物周辺にて重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合に、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するための設備として、放水設備を設けることを説明する。 【3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成	※補足すべき事項の対象なし。
4	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備を設ける設計とする。	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応 3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応】 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な設備として放水設備を設けることを説明する。 【3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備】 ○再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統	※補足すべき事項の対象なし。

補足説明すべき項目の抽出
 (第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (放水設備))

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
5	放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールロード及び可搬型建屋外ホースで構成する。	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制 3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制】 ・再処理施設の各建物周辺にて重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合に、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するための設備として、放水設備を設けることを説明する。 【3.1.1大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 【3.2再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応】 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な設備として放水設備を設けることを説明する。 【3.2.1再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備】 ○再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統 【V-2-3系統図、V-2-4配置図、V-2-5構造図】 ・放水設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・放水設備の構造について、構造図にて説明する。
6	水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として設置する。	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制 3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応 3.2.1再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備 VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 3.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制】 ・再処理施設の各建物周辺にて重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合に、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するための設備として、放水設備を設けることを説明する。 【3.1.1大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 【3.2再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応】 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な設備として放水設備を設けることを説明する。 【3.2.1再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備】 ○再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統 【3.1 重大事故等への対処に必要な水源の確保】 ・放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処に係る水供給設備について説明する。 【2. 基本設計方針】 ・放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処に係る冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備について説明する。

※補足すべき事項の対象なし。

※補足すべき事項の対象なし。

補足説明すべき項目の抽出
(第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (放水設備))

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
7	放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処では、水供給設備の一部である第1貯水槽、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を使用する。代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備に関する説明書	【3.1 重大事故等への対処に必要なとなる水源の確保】 ・放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処に係る水供給設備について説明する。	
8	大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合及び航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合の必要重大事故等対処設備として、放水設備の他、水供給設備の第1貯水槽、補機駆動用燃料供給設備の第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽、軽油タンクローリ及び燃料供給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水砲圧力計等、代替安全冷却水系のホース展張車及び運搬車を使用する設計とする。なお、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、補機駆動用燃料供給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料供給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に示す。	VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針	【2. 基本設計方針】 ・放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処に係る冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
9	放水設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により建物に放水できる設計とする。	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制】 ・再処理施設の各建物周辺にて重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合に、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するための設備として、放水設備を設けることを説明する。 【3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】 ○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成	※補足すべき事項の対象なし。
10	また、セル又は建物へ注水できる設計とする。	3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備 3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備		
11	放水設備は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤 2 m ² を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで、泡消火又は放水による消火活動を行い、航空機燃料火災、化学火災に対応できる設計とする。	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.1 放水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応 3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応	【2.1 放水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応】 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な設備として放水設備を設けることを説明する。 【3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備】 ○再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統	※補足すべき事項の対象なし。

補足説明すべき項目の抽出
 (第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(放水設備))

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
12	放水設備は、移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。	<p>VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書</p> <p>2.1 放水設備</p> <p>3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備</p> <p>3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制</p> <p>3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備</p>	<p>【2.1 放水設備】</p> <p>【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】</p> <p>【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再処理施設の各建物周辺にて重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合に、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するための設備として、放水設備を設けることを説明する。 <p>【3.1.1大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】</p> <p>○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 <p>【3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応】</p> <p>【3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備】</p> <p>○再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統 	※補足すべき事項の対象なし。
13	放水設備の可搬型放水砲は、ホイールローダを用いて運搬できる設計とする。	<p>VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書</p> <p>2.1 放水設備</p> <p>3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備</p> <p>3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制</p> <p>3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備</p> <p>3.2再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応</p> <p>3.2.1再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応</p>	<p>【2.1 放水設備】</p> <p>【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】</p> <p>【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再処理施設の各建物周辺にて重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合に、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するための設備として、放水設備を設けることを説明する。 <p>【3.1.1大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】</p> <p>○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 <p>【3.2 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災対応】</p> <p>【3.2.1 再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備】</p> <p>○再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために用いる設備構成 ・放水設備の系統 	※補足すべき事項の対象なし。
14	建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを、保安規定に定めて、管理する。	<p>VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書</p> <p>2.1 放水設備</p> <p>3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備</p> <p>3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制</p> <p>3.1.1 大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備</p>	<p>【2.1 放水設備】</p> <p>【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】</p> <p>【3.1 大気中への放射性物質の放出を抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再処理施設の各建物周辺にて重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合に、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するための設備として、放水設備を設けることを説明する。 <p>【3.1.1大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備】</p> <p>○大気中への放射性物質の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中への放射性物質の放出を抑制するために用いる設備構成 ・放水設備の系統構成 	※補足すべき事項の対象なし。

補足説明すべき項目の抽出
(第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(放水設備))

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
15	放水設備は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する放水設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	<可搬型建屋外ホースの数量の補足説明> ⇒可搬型建屋外ホースが適切な本数所持できていることについて補足説明する。 ・重事12【大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等】に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について】
		VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
16	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散] 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
17	放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故等対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

補足説明すべき項目の抽出
(第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (放水設備))

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
18	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
19	MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 [2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	<可搬型建屋外ホースの数量の補足説明> ⇒可搬型建屋外ホースが適切な本数所持できていることについて補足説明する。 ・重事1 2【大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等】に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について】
20	放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m ³ /hであり、放水設備の可搬型放水砲の2台同時放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。ともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。			
21	MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水及び泡消火薬剤を供給する設計とする。			
22	放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m ³ /hに対して放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。			
23	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を使用する設計とする。			
24	MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とする。ともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。			
25	MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。			
26	再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲の必要数は1台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を使用する設計とする。			
27	MOX燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。			
28	MOX燃料加工施設と共用する放水設備のホイールロードの保有数は、必要数として3台並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台を確保する設計とする。			

補足説明すべき項目の抽出
 (第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(放水設備))

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
29	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
30	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
31	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
32	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車は、第1章共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
33	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

補足説明すべき項目の抽出
 (第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(放水設備))

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
34	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
35	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	[2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保] ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
36	放水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書の設計方針 2. 健全性確保のための設計方針 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
37	放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。			
38	放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。			

補足説明すべき項目の抽出
(第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備（注水設備））

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
39	7.3.7.2 注水設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、注水設備を設ける設計とする。	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書	【2.2 注水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.3 工場等外への放射線の放出を抑制】 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するための設備として、注水設備を設けることを説明する。	
40	注水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。	2.2 注水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.3 工場等外への放射線の放出を抑制	【3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 ○工場等外への放射線の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・工場等外への放射線の放出を抑制するために用いる設備構成 ・注水設備の系統構成	※補足すべき事項の対象なし。
41	大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、放水設備と兼用し、可搬型建屋内ホースは使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備と兼用する設計とする	3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備		
42	水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として設置する。	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.2 注水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.3 工場等外への放射線の放出を抑制 3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 3.1 重大事故等への対処に必要となる水の確保 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針 VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 3.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備	【2.2 注水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.3 工場等外への放射線の放出を抑制】 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するための設備として、注水設備を設けることを説明する。 【3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 ○工場等外への放射線の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・工場等外への放射線の放出を抑制するために用いる設備構成 ・注水設備の系統構成 【3.1 重大事故等への対処に必要となる水の確保】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対処に用いる水供給設備について説明する。 【2. 基本設計方針】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対処に用いる冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備について説明する。 【3.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対処に用いる使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
43	放射線の放出を抑制するための対処では、放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の一部である第1貯水槽、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係るスプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を使用する。 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 3.1 重大事故等への対処に必要となる水の確保 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針 VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 3.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備	【3.1 重大事故等への対処に必要となる水の確保】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対処に用いる水供給設備について説明する。 【2. 基本設計方針】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対処に用いる冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備について説明する。 【3.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対処に用いる使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

補足説明すべき項目の抽出
 (第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (注水設備))

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
44	<p>工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合の重大事故等対処設備として、注水設備の他、放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の第1貯水槽、スプレイ設備の可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系のホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽、軽油タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水砲圧力計等を使用する設計とする。なお、放水設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.1 放水設備」に、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備については第1章 個別項目の「1.2 使用済燃料の貯蔵施設」の「1.2.1.7 スプレイ設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.0 計測制御設備」に示す。</p>	<p>VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.2 注水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.3 工場等外への放射線の放出を抑制 3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備</p> <p>VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備に関する説明書 3.1 重大事故等への対処に必要なとなる水の確保</p> <p>VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針</p> <p>VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の冷却のための設備に関する説明書 3.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備</p>	<p>2.2 注水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.3 工場等外への放射線の放出を抑制 3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対処に用いる放水設備について説明する。</p> <p>【3.1 重大事故等への対処に必要なとなる水の確保】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対処に用いる水供給設備について説明する。</p> <p>【2. 基本設計方針】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対処に用いる冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備について説明する。</p> <p>【3.2.1 燃料貯蔵プール等への水のスプレイに使用する設備】 ・工場等外への放射線の放出を抑制するための対処に用いる使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備について説明する。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし。</p>
45	<p>注水設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、工場等外への放射線の放出を抑制するために、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介して燃料貯蔵プール等へ注水できる設計とする。</p>	<p>VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.2 注水設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.3 工場等外への放射線の放出を抑制 3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備</p>	<p>【2.2 注水設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.3 工場等外への放射線の放出を抑制】 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するための設備として、注水設備を設けることを説明する。</p> <p>【3.3.1 工場等外への放射線の放出を抑制するための設備】 ○工場等外への放射線の放出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・工場等外への放射線の放出を抑制するために用いる設備構成 ・注水設備の系統構成</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし。</p>

補足説明すべき項目の抽出
(第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(注水設備))

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
46	注水設備の大型移送ポンプ車は、共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、電動駆動ポンプにより構成される補給水設備とは異なる駆動方式である水冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能な設計とすることで、補給水設備に対して多様性を有する設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散] 常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
47	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
48	注水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
49	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
50	注水設備の大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を行うための必要な容量を有する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	<可搬型建屋外ホースの数量の補足説明> ⇒可搬型建屋外ホースが適切な本数所持できていることについて補足説明する。 ・重事1.2【大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について】
51	注水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。			
52	燃料貯蔵プール等への水のスプレーで使用する大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ水をスプレーするために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台であり、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。			
53	注水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。			
54	注水設備の可搬型建屋外ホースは、「7.13.1 放水設備」の可搬型建屋外ホースと兼用する設計とする。			
55	注水設備の可搬型建屋内ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。			
56	注水設備の可搬型建屋内ホースは、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の「1.2.2 スプレー設備」の可搬型建屋内ホースと兼用する設計とする。			

補足説明すべき項目の抽出
 (第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(注水設備))

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
57	注水設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等 対処設備が使用される条 件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処 設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
58	屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等 対処設備が使用される条 件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処 設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
59	屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等 対処設備が使用される条 件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処 設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
60	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる注水設備の大型移送ポンプ車は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等 対処設備が使用される条 件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処 設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
61	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等 対処設備が使用される条 件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処 設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
62	注水設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等 対処設備が使用される条 件の下における健全性 に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処 設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・ 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

補足説明すべき項目の抽出
 (第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(注水設備))

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
63	注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	[2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保] ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
64	注水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、負数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
65	注水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。			

補足説明すべき項目の抽出
(第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (抑制設備))

基本設計方針		添付書類	補足すべき事項	
66	7.3.7.3 抑制設備 再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、抑制設備を設ける設計とする。	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.3 抑制設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備	【2.3 抑制設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制】 ・再処理施設において重大事故等が発生し、大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するための設備として、抑制設備を設けることを説明する。 【3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ○海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路（雨水集水樹5箇所）及び尾駮沼（2箇所）の場所	※補足すべき事項の対象なし。
67	抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶及び運搬車で構成する。	3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備	【2.3 抑制設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制】 ・再処理施設において重大事故等が発生し、大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するための設備として、抑制設備を設けることを説明する。 【3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ○海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路（雨水集水樹5箇所）及び尾駮沼（2箇所）の場所	※補足すべき事項の対象なし。
69	放射性物質の流出を抑制するための対処では、水供給設備の一部であるホース展張車、代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を使用する。	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 3.1 重大事故等への対処に必要な水の確保 VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針	【2.3 抑制設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制】 ・再処理施設において重大事故等が発生し、大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するための設備として、抑制設備を設けることを説明する。 【3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ○海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路（雨水集水樹5箇所）及び尾駮沼（2箇所）の場所 【3.1 重大事故等への対処に必要な水の確保】 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対処に用いる水供給設備について説明する。 【2. 基本設計方針】 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対処に用いる冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
68	水供給設備の一部であるホース展張車及び代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。	VI-1-8-3 重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 3.1 重大事故等への対処に必要な水の確保	【3.1 重大事故等への対処に必要な水の確保】 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対処に用いる水供給設備について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
70	大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駮沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合の重大事故等対処設備として、抑制設備の他、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽、第2軽油貯槽及び燃料補給用可搬型ホース、水供給設備の第1貯水槽、代替安全冷却水系のホース展張車及び運搬車を使用する設計とする。なお、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に示す。	VI-1-1-2-2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 2. 基本設計方針	【2. 基本設計方針】 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための対処に用いる冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

補足説明すべき項目の抽出
(第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (抑制設備))

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
71	抑制設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、再処理施設の敷地に隣接する尾数沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、再処理施設の敷地を通る排水路に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	VI-1-8-2 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に関する説明書 2.3 抑制設備 3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制 3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備 3.4.1.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路（雨水集水樹5箇所）及び尾数沼（2箇所）の場所	【2.3 抑制設備】 【3. 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備】 【3.4 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制】 ・再処理施設において重大事故等が発生し、大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾数沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するための設備として、抑制設備を設けることを説明する。 【3.4.1 海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備】 ○海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備の設計に関して、以下の観点について、説明する。 ・海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するために用いる設備構成 ・抑制設備の構成 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス等の設置する再処理施設の敷地を通る排水路（雨水集水樹5箇所）及び尾数沼（2箇所）の場所	※補足すべき事項の対象なし。
72	抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾数沼へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。			
73	抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。			
74	排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。			
75	尾数沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。			
76	抑制設備は、MOX燃料加工施設と共用する。 MOX燃料加工施設と共用する抑制設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処と同様の対処を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
77	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散] 可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
78	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	[2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

補足説明すべき項目の抽出
(第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 (抑制設備))

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
79	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 [2.3 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (2) 悪影響防止] 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
80	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスの保有数は、必要数及び予備として排水路5箇所を設置場所に計10本（高さ約0.50m、幅約11.0m（4本）、高さ約0.50m、幅約5.3m（2本）、高さ約0.73m、幅約4.2m（2本）、高さ約0.63m、幅約8.4m（2本））及び尾駁沼2箇所の設置場所に計110本（高さ約4.0m、幅約20.0m）の合計120本並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを120本の合計240本を確保する設計とする。			
81	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する設計とする。			
82	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材の保有数は、必要数及び予備として敷地を通る各排水路に応じた量の約5,430kg並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを約5,430kgの合計約10,860kgを確保する設計とする。			
83	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇を確保する設計とする。			
84	MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台及び予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。			
85	点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「7.4.2.1 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
86	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。			
87	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。			
88	抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

補足説明すべき項目の抽出
(第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(抑制設備))

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
89	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「9.2.7地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
90	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
91	抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.4 環境条件等 (1) 環境条件 b. 可搬型重大事故等対処設備	[2.4 環境条件等 (1)環境条件] ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
92	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保	[2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保] ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
93	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。
94	抑制設備の小型船舶は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、負数確認及び性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保修等が可能な設計とする。	VI-1-1-4-2 重大事故等 対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 重大事故対処設備 2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性	[2.5 操作性及び試験・検査性 (2) 試験・検査性] ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	※補足すべき事項の対象なし。

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目				発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由	
VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について】	<可搬型建屋外ホースの数量の補足説明>	[重事1.2]	大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について	【補足30-1】可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプに使用する可搬型ホースの保有数の考え方について	1. 概要	○	



【可搬型建屋外ホースの数量】に係る補足説明について
 ⇒基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比較した結果、追加で補足すべき事項はない。

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目				発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由	
VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について】	<可搬型建屋外ホースの数量の補足説明>	[重事1.2]	大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について	【補足30-1】可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプに使用する可搬型ホースの保有数の考え方について	1. 概要	○	



【可搬型建屋外ホースの数量】に係る補足説明について
 ⇒基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比較した結果、追加で補足すべき事項はない。

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回数			
				1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要
【補足30-1】可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプに使用する可搬型ホースの保有数の考え方について	大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について						
1 概要	1 概要	可搬型建屋外ホースの必要数、保有数の考え方について示す。	[重事12]	-	対象となる設備がないため、記載事項なし。	○	可搬型建屋外ホースの必要数、保有数の考え方について示す。

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回数で記載しない項目

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回数			
				1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要
【補足30-1】可搬型代替注水大型ポンプ、可搬型代替注水中型ポンプに使用する可搬型ホースの保有数の考え方について	大型移送ポンプ車、可搬型中型移送ポンプ等に使用する可搬型ホースの保有数の考え方について						
1 概要	1 概要	可搬型建屋外ホースの必要数、保有数の考え方について示す。	[重事12]	-	対象となる設備がないため、記載事項なし。	○	可搬型建屋外ホースの必要数、保有数の考え方について示す。

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回数で記載しない項目

別紙6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変 更 前	変 更 後
<p>第2章 個別項目</p> <p>7 その他再処理設備の附属施設</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>7 その他再処理設備の附属施設</p> <p>7.3 その他の主要な事項</p> <p>7.3.7 放出抑制設備</p> <p>放出抑制設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、 「3. 自然現象等」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、 「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生した場合において、工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備、注水設備及び抑制設備を設ける設計とする。</p> <p>7.3.7.1 放水設備</p> <p>再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合、建物に放水し、放射性物質の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備を設ける設計とする。</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合、泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備を設ける設計とする。</p> <p>放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、ホイールローダ及び可搬型建屋外ホースで構成する。</p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>放射性物質の放出を抑制するための対処及び航空機燃料火災、化学火災への対処では、水供給設備の一部である第1貯水槽、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を使用する。</p> <p>代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合及び航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合の必要重大事故等対処設備として、放水設備の他、水供給設備の第1貯水槽、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽、軽油タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水砲圧力計等、代替安全冷却水系のホース展張車及び運搬車を使用する設計とする。なお、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変更前	変更後
	<p>備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に示す。</p> <p>放水設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し，大気中への放射性物質の放出に至るおそれがある場合，大型移送ポンプ車から供給する水を，可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により建物に放水できる設計とする。</p> <p>また，セル又は建物へ注水できる設計とする。</p> <p>放水設備は，再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災，化学火災が発生した場合，大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤2m³を，可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで，泡消火又は放水による消火活動を行い，航空機燃料火災，化学火災に対応できる設計とする。</p> <p>放水設備は，移動等により複数の方向から再処理施設の各建物に向けて放水することが可能な設計とする。</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は，ホイールローダを用いて運搬できる設計とする。</p> <p>建物への放水については，臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを，保安規定に定めて，管理する。</p> <p>放水設備は，MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する放水設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し，十分な数量を確保することで，共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは，共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車，可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは，竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hであり，放水設備の可搬型放水砲の2台同時放水を可能にするために，放水設備の大型移送ポンプ車は，必要な容量を有する設計とする</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第 2 回申請）

変 更 前	変 更 後
	<p>もに、保有数は、必要数並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水及び泡消火薬剤を供給する設計とする。</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約 900m³/h に対して放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とする。</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車の必要数は 2 台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を使用する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災に使用する放水設備の可搬型放水砲の必要数は 1 台であり、大気中への放射性物質の放出を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を使用する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する放水設備のホイールローダの保有数は、必要数として 3 台並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを 4 台の合計 7 台を確保する設計とする。</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変更前	変更後
	<p>設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車は、第1章 共通項目の「9.2 重大事故等対処設備」の「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p> <p>7.3.7.2 注水設備</p> <p>再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋において重大事故等が発生し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、燃料貯蔵プール等へ注水し、放射線の放出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、注水設備を設ける設計とする。</p> <p>注水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。</p> <p>大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホースは、放水設備と兼用し、可搬型建屋内ホースは使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレー設備と兼用する設計とする。</p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>放射線の放出を抑制するための対処では、放水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の一部である第1貯水槽、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設に係るスプレー設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を使用する。</p> <p>使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレー設備の一部である可搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合の重大事故等対処設備として、注水設備の他、放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、水供給設備の第1貯水槽、スプレー設備の可</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変更前	変更後
	<p>搬型建屋内ホース、代替安全冷却水系のホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽、軽油タンクローリ及び燃料補給用可搬型ホース、計測制御設備の可搬型放水砲圧力計等を使用する設計とする。なお、放水設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.1 放水設備」に、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設のスプレイ設備については第1章 個別項目の「1.2 使用済燃料の貯蔵施設」の「1.2.1.7 スプレイ設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、計測制御設備については第2章 個別項目の「4.1 計測制御設備」に示す。</p> <p>注水設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し、工場等外への放射線の放出に至るおそれがある場合、工場等外への放射線の放出を抑制するために、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを介して燃料貯蔵プール等へ注水できる設計とする。</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、電動駆動ポンプにより構成される補給水設備とは異なる駆動方式である水冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備からの補給が可能な設計とすることで、補給水設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、共通要因によって補給水設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ大容量の注水を行うための必要な容量を有する設計とする。</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。</p> <p>燃料貯蔵プール等への水のスプレイで使用する大型移送ポンプ車は、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台であり、「7.13.1 放水設備」の大型移送ポンプ車を兼用する設計とする。</p> <p>注水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変更前	変更後
	<p>は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。</p> <p>注水設備の可搬型建屋外ホースは、「7.13.1 放水設備」の可搬型建屋外ホースと兼用する設計とする。</p> <p>注水設備の可搬型建屋内ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。</p> <p>注水設備の可搬型建屋内ホースは、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の「1.2.2 スプレイ設備」の可搬型建屋内ホースと兼用する設計とする。</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p>屋外に保管する注水設備の大型移送ポンプ車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する注水設備の可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる注水設備の大型移送ポンプ車は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、簡便なコネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>注水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p> <p>7.3.7.3 抑制設備</p> <p>再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駈沼及び海洋へ流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、抑制設備を設ける設計とする。</p> <p>抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶及び運搬車で構成す</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変更前	変更後
	<p>る。</p> <p>水供給設備の一部であるホース展張車及び代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>放射性物質の流出を抑制するための対処では、水供給設備の一部であるホース展張車、代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車を使用する。</p> <p>大気中へ放出した放射性物質が建物への放水によって再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合の重大事故等対処設備として、抑制設備の他、補機駆動用燃料補給設備の第1軽油貯槽、第2軽油貯槽及び燃料補給用可搬型ホース、水供給設備のホース展張車、代替安全冷却水系の可搬型中型移送ポンプ運搬車を使用する設計とする。なお、補機駆動用燃料補給設備については第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に、水供給設備については第2章 個別項目の「7.3 その他の主要な事項」の「7.3.8 水供給設備」に、代替安全冷却水系については第2章 個別項目の「7.2 給水施設及び蒸気供給設備」の「7.2.2.3 代替安全冷却水系」に示す。</p> <p>抑制設備は、再処理施設のうち使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において重大事故等が発生し、再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、再処理施設の敷地を通る排水路に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。</p> <p>抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾駁沼へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。</p> <p>抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。</p> <p>排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。</p> <p>尾駁沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。</p> <p>抑制設備は、MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処で同様の対処を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変更前	変更後
	<p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスの保有数は、必要数及び予備として排水路5箇所を設置場所に計10本（高さ約0.50m、幅約11.0m（4本）、高さ約0.50m、幅約5.3m（2本）、高さ約0.73m、幅約4.2m（2本）、高さ約0.63m、幅約8.4m（2本））及び尾駁沼2箇所の設置場所に計110本（高さ約4.0m、幅約20.0m）の合計120本並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを120本の合計240本を確保する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、再処理施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材の保有数は、必要数及び予備として敷地を通る各排水路に応じた量の約5,430kg並びに予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを約5,430kgの合計約10,860kgを確保する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇を確保する設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台及び予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。</p> <p>点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「7.4.2.1 代替安全冷却水系」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する設計とする。</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。</p> <p>抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「9.2.7 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることで、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変 更 前	変 更 後
	<p>抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。</p> <p>抑制設備の小型船舶は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認及び性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。</p>